



発行：日本福祉施設士会
<http://www.dswi-sisetusi.gr.jp>

福祉施設士336号 令和2年2月15日発行（偶数月15日発行）

日本福祉施設士会 生涯学習誌

福祉施設士

Japanese association of Directors of Social Welfare Institutions

特
集

福祉施設士のめざすもの

2

2020 February



日本福祉施設士会倫理綱領

日本福祉施設士会は、あらゆる人々の尊厳を重んじ、福祉施設の運営に精励し、国民の信頼に応えるべく、ここに会員自らの倫理綱領を定めるものである。

福祉施設士は、社会福祉施設の運営、管理の責任を担うものであり、社会福祉に関する深い専門的知識・経験の蓄積と倫理性、公共性に基づいた社会的責任を自覚し、福祉活動を展開しなければならない。

- 1 福祉施設士は、利用者の基本的人権を尊重し、国民福祉の向上に努める。
- 2 福祉施設士は、福祉施設運営の質的向上に努め、利用者中心の福祉サービス充実を図る。
- 3 福祉施設士は、地域福祉向上のため、積極的にその役割を果たす。
- 4 福祉施設士は、社会福祉における専門家としての自覚をもち、創造性と開拓性を発揮すべく自己の研鑽に励む。

(昭和58年11月12日 決定)

(平成21年3月18日 一部改定)

日本福祉施設士会とは

施設運営・管理全般にわたる生涯研修の実施、「福祉QC」活動の普及など、たゆみない歩みを続けている社会福祉施設業種を横断した福祉施設長の自主的な組織です。事務局を全国社会福祉協議会・法人振興部内におき、会費を財源に自主的活動を続けています。

「福祉施設士」とは

「福祉施設士」とは、全国社会福祉協議会が社会福祉施設長を対象に毎年開催している「福祉施設長専門講座」(昭和63年に「福祉施設士講座」より改称)修了者に、全社協会長が授与するものであり、令和元年5月現在、全国で約5,500名の有資格者がいます。

② リーダー躍動！

地域医療連携推進法人の確立のために

社会福祉法人正仁会 業務執行理事

特別養護老人ホーム・ケアハウスなごみの郷 施設長 松林 克典

⑧ 特集「福祉施設士のめざすもの」

児童養護施設の使命を果たすために

社会福祉法人感恩講 感恩講児童保育院 院長 小野寺 恵子

福祉施設士として

社会福祉法人至誠学舎立川 至誠あずま保育園 園長 鶴田 清江

保育園の取り組みと地域との連携について

社会福祉法人三河福祉会 すてら保育園 園長 米須 江利子

⑬ DSWI スクエア

令和元年度 日本福祉施設士会東海北陸ブロックセミナー 開催報告

⑮ あんてな

日本福祉施設士会 12～令和2年1月の活動報告

地域共生社会推進検討会 最終取りまとめ 概要

リーダー・躍動!

国は、「地域共生社会」の実現を打ち出し、住民や関係者等の多様な主体が、生活上の課題を「我が事」・「丸ごと」として受け止めてつながり、これからの地域を共に創るための政策を推進している。地域での実践に際しては、複雑・多様化した課題に多機関・多職種で構成されるチームで向き合うことが求められている。

こうした中、実践の推進役を担い、人と組織(チーム)の成長を導くリーダーの力を高めていくことがより重要となっている。施設福祉と地域福祉の推進に貢献する専門家として、福祉施設士の力量の発揮が求められている。

本連載では、地域で躍動する福祉施設士に求められる視点について、各分野で活躍する方々へのインタビューを通して考える。

「地域医療連携推進法人の確立のために」

(広島県)

社会福祉法人正仁会 業務執行理事

特別養護老人ホーム・ケアハウスなごみの郷 施設長 **松林 克典**

(老-32期 No.4402)



【はじめに】

2000年7月に誕生した社会福祉法人正仁会(しょうじんかい)は、設立二十年となり、2002年2月に開設した特別養護老人ホームなごみの郷も間もなく開設満十八年を迎える。施設開設準備の時期から法人に関わってきた私も必然的におよそ二十年を介護、福祉の業界の中で過ごしてきたことになる。何も分からず介護の世界に飛び込んで、いきなり管理職という立場で施設運営を任せられ、右往左往していたこれまでの間、たくさんの人たちに支えられ、数々のことをご指

導いただいたからこそ何となくやって来られたのだと改めて感謝の念が湧き起こる。平成13年度社会福祉施設長資格認定講習課程での学習や平成19年度福祉施設長専門講座の受講が、私の福祉施設経営に際し大きく糧となったことは言うまでもない。

まだまだ道半ば、リーダーとしては半人前であることは否定できないが、本誌本コーナーの執筆にあたり、これまで歩んできた二十年を振り返り、今後の展望を模索する機会にしたいと考える。

【社会福祉法人正仁会の歩みから思うこと】

社会福祉法人正仁会は2000年7月に所管する広島市から法人設立の認可を受けた。申請当初の事業は特別養護老人ホーム(以下、特養ホーム)、ケアハウス、老人デイサービス、老人短期入所事業、老人居宅介護等事業であり、まさに2000年4月の介護保険制度施行を見据えて老人介護事業を展開するためにつくられた法人である。理事長は私より11歳年上の内科医師であり、1997年に個人診療所を開業して地域医療に携わる中で、度々「医療だけでは高齢者の生活を守ることができない。」と考えることがあったようだ。そこに介護保険制度創設と共に、果ては20兆円産業とまで言われた介護事業の展開をコンサルティング企業から打診され、法人設立に踏み切った。法人の立ち上げにはコンサル軍団の様々なスペシャリストが関わっており、設立当初から理事に名を連ねた私自身もまさか現実に社会福祉施設を運営するなどとは考えもせず、スペシャリストの言いなりに署名をして、その当時は国立大学病院で医療技官として業務に従事していた。なぜ一介の医療従事者が法人設立役員として名前を連ねるようになったのか。それは、従前、理事長とは公的医療機関で上司・部下の関係の下で共に病院従事しており、私が病院を転籍して同一の職場でなくなった後もプライベート(同じ趣味)でお付き合いをいただいていたからというとても単純な理由である。ある意味簡単な数合わせの域を超えない署名だ。つまり、私自身が介護に高い志を持っていたわけではなかった。理事長の頭の中には、「介護が必要な高齢者には必ず重要な基礎疾患があり、その病気を上手に管理しなければ生活に相当な悪影響を生じるのは明白であり、基礎疾患の病態や管理方法を知らないで生活をサポートすることはできない。」といった考えがあった。つまり、施設管理者にはある程度

の医療的見地が必要という独自思想を持っていたというのを後から聞いた。その考えの中には施設を病院のようにコントロールしたいといった思惑があったようである。確かに基礎疾患を有する高齢者の介護に、全く医療的視点なしに関わることはいけないことだと考えるが、日々の生活がどれだけ充実しているかどうかで生活の質は変わってくる。私自身は、事業経営と併走して福祉を学ぶにつれて、今では「病院のように医療的視点だけで生活を見据えることが、ご本人に寄り添うことではない。」と考えている。しかし当時は、それほど介護とか福祉とかに縁遠いところで働いており、唯一共通する点と言えば対人サービスと言うことだけであった。

さて、法人開設スペシャリストと広島市法人監査指導室、介護保険課及び高齢福祉課担当者との様々な協議に加え、図面変更など紆余曲折の末に2002年2月特養ホーム開業の運びとなった。定員は80名、短期入所事業定員が20名で合わせて100床の施設である。当時、指定都市協議会の中で流行っていた定員15名の小規模ケアハウスを併設した少々変則的な特養ホームとなった。その他、建物内には定員42名のデイサービス(一般型・認知症型)と訪問介護事業、居宅介護支援事業など7つの事業を順次展開した。私は開設前年の2001年4月に法人の第一号職員として採用された。全くの門外漢から様々な施設を見学させてもらいながら、平成13年度社会福祉施設長資格認定講習課程で経営を学び、2名の特養ホーム勤務経験者を従えて施設開設の準備に取り組んだ。当時私は35歳、助さん格さんならぬ経験者の二名は20代であった。今思えば、何も分からないが故に純粹に教えられたことを吸収することができたのかも知れない。当時、介護は保険制度となって「措置から契約へ」を謳い文句に、集团的関わりから個別の関わりへ、個人の尊

厳維持のために積極的な自立支援の関わりへと変遷しているときであった。できるだけ最新のものを取り入れようと必死に勉強したことが介護保険制度の時流に乗れる結果に繋がった。

また、現在のように人材の確保で困ることもなく新規施設開設のためのスタッフ募集の際には1日で50名以上の面接を行うこともあったほどである。

自立支援を掲げながらも特養ホームは、一般に「終の棲家」と言われてきた。2006年の介護保険制度改正時には看取り介護加算が創設されるなど人生の最期の場面まで寄り添うことが求められている。人生の最期までの寄り添いは、必然的に医療の対応や説明責任など様々なリスクも付きものである。私たちの特養ホームも理事長による医療の下支えがあったことが大きなリスクに対処できたことでもあり、開設2年目に初めての看取りを経験した。これまでに403名の退所者のうち322人を看取ってきた。直近の2年では毎年約40名という定員の概ね半数を施設内で看取っており、その割合は退所者のほぼ100%である。

特養ホーム開設から5年後の秋に美容関係の株式会社が経営していたグループホームを譲受け、他にデイサービス単独事業も立ち上げた。2013年頃からサービス付き高齢者住宅の建設を検討し、土地購入から地域住民への説明、建築業者の入札選定、建築と労を費やした。しかし、2014年8月の広島市安佐北区・安佐南区に集中した豪雨による土砂崩れによって建築中の建物が被災して開設を断念せざるを得ない事態となった。土砂災害に対しては保険も下りないということで約1億2千万円の損失となり、注いだ労力が一瞬のうちに水泡に帰したことで非常に悔しい思いをすることとなった。不幸中の幸いは、建築中でサービスを提供しておらず、利用者やスタッフなど人命に及ぶ被害がな

かったことである。しかも建築構造物が土砂の流れをせき止めた形で地域住民への被害を最小にしたことで地域から大変感謝された。つまり今考えれば、造ってはいけないところに施設を造ろうとしていたわけで、金銭的なことよりも人の生活や命に悪影響を及ぼすことがなかったと喜ぶべきであったかも知れない。結果的に造りかけていたサービス付き高齢者住宅は、土砂災害の危険性が全くない場所に2ユニットのグループホームという形で再整備して現在運営している。そこでは、“もったいない食材”(消費期限が残りながら廃棄される食べ物)を活用したフードバンクも社会福祉法人の事業として取り組んでいる。

現在は、12の介護・福祉事業所と事業所内保育施設、フードバンク事業を手がけ、職員数は230名を超える法人となっている。経営面においても医療法人との協働で制度設計や人事労務管理を行ってきたことでかなり助けられている。特養ホームの立ち上げ準備室からの付き合いであるが、医療法人の事務長が同い年で、お互い若さの中に積まれた経験知をそれぞれの見地で出し合いながらやってきたことが大きな礎となった。組織において一人の力など微々たるものである。如何によいチームを組んで効率よく円滑に事業を進めていくのかが大切で、そこにはお互いを慮りながら認め合う鷹揚な心と信頼関係がなければならない。つまり人と人とのつながりが肝であり、そのつながり(チーム力)を育むためにはコミュニケーションが重要である。

【社会福祉法人正仁会の活動】

主に高齢者の介護事業を少しずつ膨らませていきながら、社会福祉法人が経営する福祉施設として地域活動との連携を模索してきた。開設時から町内会賛助会員として清掃活動や季節の行事に参画し協力している。近隣の小学

校や中学校との交流も施設側から働きかけながら今では町内会や学校の年間行事の中にしっかり組み入れてもらえるような関係を築いてきた。このような地域とのつながりは、ともすれば施設だけの生活になりがちな入所利用者の生活の潤いにも寄与するし、災害時の要配慮者が集い福祉避難所として位置づけられる施設の実情を知ってもらうことによって、何かの折に気にかけてもらえるような関係強化が図れる。法人本部のある拠点施設では、「新年会(1月第二土曜日)」、「夏祭り(7月第三土曜日)」、「文化コンサート(11月3日)」を年間の三大行事として位置づけている。これらの行事には利用者とその家族だけではなく地域の方にも参加してもらえるよう町内会報に掲載していただいたり、他にも年2回の消防訓練を町内会役員に視察してもらったりして顔の見える関係を築いてきた。また、近隣の社会福祉施設にも行事に参加していただくように声がけしている。とは言え、地域との関係は住民の様々な考えや組長の思い一つで変化

することもあるため、せっかく紡いだ絆が綻ぶことがないように気を配っている。

高齢者福祉施設には、たくさんの福祉の専門家がいる。特に私たちには系列の医療法人にも専門家がたくさんいるため、そのことを活かして医療・介護・福祉の研修や普及・啓発に力を入れて取り組んでいる。「認知症カフェ」や家族を介護する介護者のための「家族介護教室」を法人で運営し、訪問看護師が中心となって「地域緩和ケアサロン」なども開催している。地域で開催されるサロンや地域包括ケアシステム拠点整備事業等にも専門家を講師として派遣しており、2018年度実績で医療法人と合わせて142回の講師派遣、独自のサロンや教室を30回以上開催した。特に12年前に医療法人スタッフで大学講師も兼任している管理栄養士を筆頭にNPO法人を立ち上げ、「フードバンク事業」を行ってきた。当初から法人会員として経営に参画していたが、利益を生まない事業に事務費や事業費、人件費を負担することが厳しくなっ



近隣中学校の吹奏楽部による「文化コンサート」



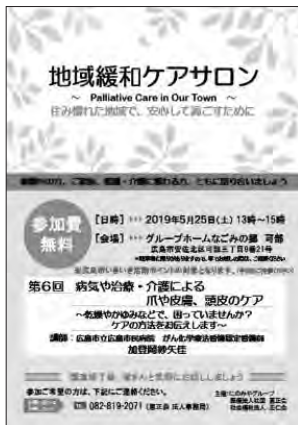
「新年会(もちつき)」の様子



「夏祭り」の様子



「家族介護教室」



「地域緩和ケアサロン」



「フードバンク主催講座」

てきたため、10年活動したNPO法人を発展的に解散して社会福祉法人の活動にすることとした。社会福祉法人としても地域貢献事業の一環として位置づけている。これまで通りたくさんの方のボランティアの方に支えられてどうにか事業運営を行っている。

【法人運営に際して】

私は、法人本部の拠点開設から法人運営に参画している。理事長は現役の医師として診療を行っているためほぼ医師業務で手一杯であり、法人経営に関わることが難しかった。したがって、医療法人との足並みを揃えていくのに医療法人事務長と密に相談してきたことは前述したが、社会福祉法人としての事業経営は、役員会で助言や指導をもらいながらも、法人全事業所を管理する立場からほぼ私が担っていた。それが逆に責任を全うするためには自分で積極的に考えなければならないという使命感に火をつける結果となった。任せられている以上、信頼をおいてもらっている証拠であるし、期待されるとも感じ取れ、その期待に120%で応えようという行動に繋がった。期待の具現化には、地域や利用者からの信頼を得ることが絶対的の要件とも考えた。頼み事は頼める相手、信頼できる相手にしかしないし、ある程度の期待値を持って

依頼されるものである。私は基本的に頼まれたことを断らないのが主義である(とは言え、理事長に特養ホームの施設長を頼まれたとき1年ほどずっと断り続けてきた)。

介護という対人サービスを業とする法人の経営を円滑にしていくためには、家族を利用者の向こう側の人と位置づけないことが大切であると学んだ。開設準備期間中にサービス受給者、すなわち利用者を家族や地域とともに支える意味合いを持たせるために社会福祉法人のロゴマークを考案した。マークは後に医療法人も採用してグループとしてのロゴマークとなった。

また、2006年に医療法人と協働でそれぞれの事業所幹部が集まって「医療と介護の切れ目のない連携を第一に考え、地域社会に安心を提供し続けます」というグループ理念を打ち立てた。

事業運営の様々な場面で判断を求められたとき、理事長ならどのように考えるか、自分が同じ立場だったらどう感じ、どのように思うのかということ突き詰めてきた。人は常に他人と自分を比較して、自分が優位なら満足するし、劣勢ならば不満を抱く。これまで、どこで折り合いをつけることがお互いのためになるのかを吟味することに時間を費やしてきたように思う。そして不満を払拭するきっかけの一つにと法人を挙げて学ぶ

姿勢を応援してきた。自らを高めなければ、今のステージより高い位置は望めない。人生にとって一番大切なことは、社会人になってからの学ぶ姿勢であると考えます。

【今後の展望】

社会環境は目まぐるしく変化し、人口減少の波は政府の試算を凌駕して進んできている。特に広島市の中でも唯一、高齢化と人口減少によって消滅可能性の高い地域として位置づけられている法人拠点所在地において、今後どのような展開で組織の永続性を担保していくのかをよく検討していかなければならない。少なくとも直近では、2025年の地域包括ケアシステム構築

に向けて存在意義を高めなければならないと考えている。そのためには一人ひとりの職員が成長することで福祉専門職を地域に輩出して、地域との関係性を今以上に育んでいく必要がある。地域に私たち社会福祉法人の重要性を認識してもらい、地域の課題解決に向けて協働できる存在でなければ必要性を認めてもらえない。法人をリタイヤした職員に「あそこの職員だった人なら民生委員に推薦できる」と声かけをしてもらえるような関係を高めていきたい。

また、組織体としての体力を増強するためには医療法人と強力な連携がとれる地域医療連携推進法人の確立も必要であると考えて動いている。

「福祉施設士のめざすもの」

本特集では、「福祉施設士のめざすもの」について、本年度、本会に入会した新しい会員に寄稿いただいた。

福祉施設長が地域と利用者に目を向け取り組むべき実践や姿勢等について、多くの示唆に富んでおり、施設長の持つべき視点、実践の方向性として提示したい。

1. 児童養護施設の使命を果たすために

社会福祉法人感恩講 感恩講児童保育園 院長 小野寺 恵子

2. 福祉施設士として

社会福祉法人至誠学舎立川 至誠あずま保育園 園長 鶴田 清江

3. 保育園の取り組みと地域との連携について

社会福祉法人三河福社会 すてら保育園 園長 米須 江利子

児童養護施設の使命を 果たすために

(秋田県)

社会福祉法人感恩講

感恩講児童保育院 院長 **小野寺 恵子** (児 - 43期、No.5820)



1. 法人・施設の概要

当法人は、江戸時代から困窮者救済を始め、商人や町人から寄付を募り、知行地を購入して備蓄米を用意するなど、アウトリーチをしながら、一人ひとりに必要な支援を行ってまいりました。当時から、藩の指導監査を受ける形態をとるなどして、現代の社会福祉法人と同じ活動をしてきたという歴史があります。

その後、明治35年に訪れた内務書記官から、貧困児教育に関する進言を得たことで、翌年から研究調査に着手。『貧民の子弟を収容してこれに衣食を与え、教育を施し、独立自営の途を立てさせることが、貧困児教育の有効な方法である』という事業理念を確立し、明治38年から

児童保育院事業を開設しました。以来、一法人一施設という小規模法人ながら113年間、児童の養育一筋に運営・活動をしてきております。

当時の事業理念は、今でいう「権利擁護」と「自立支援」そのものであり、先駆的先人の想いを大切に受け継ぎ、現在も権利擁護と自立支援、そして、子どもの最善の利益を事業理念として運営しております。

昭和23年の児童福祉法の施行時には50人の養護施設として認可を受け、一時80人定員となったこともありましたが、平成25年に全館小規模ユニットケア対応の建物を新築し、平成29年度から定員45名としました。しかしながら、まだ地域分散化は出来ておりません。

事業内容としては、児童養護施設とショートステイ委託(県内4市)で、児童相談所からの一時保護委託も受けています。

2. 施設の現状

秋田県は、全国一高齢少子社会となっており、出生率も全国最下位ではありますが、今、社会の大きな問題となっている児童虐待の比率は、他の地域とは変わらず、現在、入所児童数は定員満床となっています。そのため入所し



施設外観

ている児童の養育は通常業務として行っておりますが、他の委託事業等は全く行えない状況になっております。そのため、国からのミッションに対応すべく、早急に体制を整えることが急務となっています。

入所児童の内訳を申しますと、45人中、中高生が29人(64.4%)、そのうちの10人が入所0～2年、5人が入所3～4年となっています。このことから、高年齢になってからの入所が非常に多くなっていると言えます。

また、被虐待児童は施設全体の約73%を占めており、自己肯定感の低さや感情コントロールの未熟さ、かい離、愛着障害などから、日常生活にも支障をきたしている子どもたちも多数おり、日々の支援も大変です。また、その数と並行するように、精神内科及び思春期外来に通院する子どもは全体の16%、発達障害等により、毎日服薬しながら登校する子どもが全体の28%、軽度の知的障害等で特別支援学級・学校に通う子が、全体の18%を占め、服薬管理も必要となっています。

このように、生きづらさを感じている子どもたちに、今の自分を受けとめ、安心し、将来に対し

て夢や希望をもって生きていけるよう、職員は常に寄り添い、共に考える姿勢を大切にしています。養育の基本としては「サインズオブセーフティ」や「グッドサイクルコミュニケーション」の活用、基礎学力の補完のために公文学習を導入するなど、多機関・多職種協働を大切にしながら、職員も常に学習しながら支援をしているところです。

3. 新しい社会的養育ビジョン

そのような中、平成28年度に出された「新しい社会的養育ビジョン」では、社会的養護分野の使命が打ち出されました。簡単に説明しますと、未就学の児童はなるべく施設に入所させず、代替家庭(主に里親)に委託もしくは養子縁組をする、さらに、現在入所している児童の75%を同様に代替家庭に委託するよう努める、施設は小規模化・地域分散化し、高年齢児でケアニーズの高い子どもの養育、一時保護専用機能、自立支援などを専門的に行うというものです。もちろん、施設養護は集団生活の良いところもたくさんありますから、そこを否定されたかのように感じる方もいますが、子どもはより良い家庭的環境の中で、信頼できる大人との間に愛着形成をしていく権利をもっていると考え、その理論も然りなのです。

4. 地域のニーズに応える

上記のことから、私たちに課せられた使命は何かというと、長年培ってきた子ども養育のプロとして、あらゆる子どもの権利を擁護し、自立を支援することにより地域に対して、貢献あるいは還元していくことであると考えます。

近年、様々な社会背景から家庭の基盤が弱くなっており、マスコミが取り沙汰する大きな事件が起きてはなお、虐待は後を絶ちません。どうしても、実親による養育ができない場合の養子縁



院内・玄関フロアにて

組や里親委託といったケースにおいては、里親リクルートから研修、サロン、マッチングから委託、さらにはレスパイトケアまで相談支援を一手に請け負っているのが、児童養護施設です。また、地域の養育相談や家庭訪問、特定妊婦の支援、一時保護機能など役割は多岐にわたっており、施設養育を追求してきた私たちの使命は施設にとどまらないものになりました。

これを請け負ったからには、次世代を担う子どもたちにとって、無くてはならないものになっていかなければならないと感じています。

5. さいごに

先に申し上げたとおり、当施設では、そういった大事なミッションを具現化する体制がほとんど整っていないことに対し、来年度から地域小規模施設の開設と分園型自活訓練事業の実施など、積極的な取組を行っていこうと計画を立てております。

また、高機能化・多機能化を実現するために、昨年度から、県養協(秋田県児童養護施設協議会)において、児童養護施設に配置されてい

る家庭支援専門相談員・里親支援専門相談員・個別対応職員・心理担当職員の各専門職委員会を担当し、年に3~4回の定例会を行っています。

秋田県には、児童養護施設が4つしかありません。大きな使命を抱えているにもかかわらず、個々の施設1~2人で行っていくと力が分散され、なかなか効果がでないと思ったからです。今は、その専門職毎に、自分たちの役割を確実に捉え、自覚し、共通理解の下、県養協として着実に遂行できるよう、皆で協働しているところです。

私は福祉施設士の勉強をさせていただき、社会福祉法人として、また、施設長としての役割を学びました。この学びを自分のものだけでなく、共に働く仲間にも還元し、①利用者の人権を尊重し、②施設運営の質的向上と③地域福祉向上のために積極的に役割を果たすため④専門家としての自覚をもって自己研鑽に励んでいくことを一緒に実践していこうと思っています。

まずは、児童養護の分野で実現できるよう、今後もさらなる精進をしていきたいと思っています。

福祉施設士として

(東京都)

社会福祉法人至誠学舎立川

至誠あずま保育園 園長 鶴田 清江 (児 - 43期、No.5740)



1. はじめに

私は平成30年度に全国社会福祉協議会が実施する「第43期福祉施設長専門講座」を受講しました。当法人として、施設長は必ずこの専門講座を受講し、施設長として施設運営上必要な知識を学び、運営管理に欠かせない専門的な知識を習得し、自己研鑽を図ることが義務づけられているためでした。仕事と家庭を託しての3泊4日の2コマ受講に期待と不安が入り乱れる中での決断受講となりました。しかし、毎回の講義に見識が広がり、演習・グループ討議や発表に日本全国の福祉施設の状況や課題を学ばせていただきました。期限付きのレポート提出に追われたこともありましたが、この講座を修了した日を第一歩として、現在福祉施設長としての職務に励んでおります。

今回、「福祉施設士がめざすもの」という大きなテーマを頂き、福祉施設士1年生としては意に沿った内容になったか心配ではありますが、執筆させていただきました。

2. 法人創設・施設について

法人は、保育事業本部、児童事業本部、高齢事業本部の3つの事業本部に分かれています。各事業本部長(常務理事)の下、事業

運営を行っていますが、施設長会や決算報告会等は理事長、3事業本部長(常務理事)、3事業本部の施設長が一堂に会し事業運営方針の共通理解と把握を行っています。

創設者の稲永久一郎が深い愛情と至誠の心で法人の基礎を築き、実践を通して得た理念を「まことの心」とし、「まことの心の働きは、人の心を動かすばかりでなく、天に通じ神に通ず」ということばが私たち職員の道標であり、常にこの言葉を励みに運営にあたっています。毎年、年度初めの4月に「至誠学舎立川」と「至誠学舎東京」の理事長以下幹部職員一同が会し、創設者の墓参を行い、社会福祉法人職員としての感謝と使命を心に刻んでおります。そして、まことの心と人の絆を大切に地域に根ざした活動



園の外観



地域高齢施設訪問ひな祭り会



水防訓練第一小学校へ避難

から新たな福祉のニーズを開拓し、その時代にあったサービスや仕組み作りに努力を続けています。児童事業本部では地域に溶け込めるグループホームや児童福祉施設、障害者の支援（権利擁護・自立支援の環境づくり）、高齢施設のユニットケア・地域包括支援センター、保育では日祝日保育・一時保育・24時間延長保育・病児保育など、社会のニーズに応える取り組みを担ってきたことは法人の特徴の一つであると同時に継続していかなければならない使命です。

3. 当保育園の概要

平成19年4月1日開園 園のモットー「人や事象から素直に学ぶ」、保育目標「生き生きとした子どもをめざして」を根底に、子どもの最善の利益を目指しています。

定員：

45名(令和2年1月1日現在の在籍数は弾力運用により50名)

内訳(定員)：

0歳児6名(6名)・1歳児7名(6名)・2歳児8名(7名)・3歳児11名(8名)・4歳児8名(9名)・5歳児10名(9名) 合計50名

他に一時保育開設 1日7名まで

開所時間：

月曜日～土曜日 7時～20時 (18時～延長保育)

東京都西部の「緑と清流の街・子育てしやすい街」日野市。多摩モノレール甲州街道駅徒歩3分の場所に立地しています。東町自治会地区にあることから「至誠あずま保育園」の名を頂き、地域から愛される保育園となりました。

小規模園だからこそできる「家庭的な雰囲気」を大事にし、それぞれが違う一人ひとりの園児と一人ひとりの保護者の気持ちを大切に寄り添うことのできる園を目指し日々努力しています。

4. 法人及び当園としての公益的取り組みについて

<法人として>

今年度は、当法人3事業本部から代表者を選出し、常務理事1名と施設長4名で地域貢献委員会を立ち上げました。今年度の各事業所の現状把握では2年前に行ったデータとの比較の中で、各事業所が地域ニーズに応え、多方面から公益的活動に取り組んでいることが明らかになっています。また、法人内部の閲覧用としてまとめた資料だけではなく、各事業所が行っている活動内容から地域に知らせたい活動を各事業所1つずつ選出し、冊子にまとめて地

域に発信しようという計画を立てました。この冊子を目にした地域の方々にとって、少しでも憩いの場であったり、生きる糧になるきっかけが出来るよう、地域貢献委員として取り組んでいます。

<当保育園として>

当保育園から150メートル離れた場所にある法人所有の2階建一軒家を「至誠あずま みんなの家」として、赤ちゃんからお年寄りまで、障害を抱えたお子さまと保護者の方、誰もが集いホッとできる場所を目指して地域貢献活動に取り組んでいます。訪れた子ども達が製作を楽しむ合間に、保護者同士の会話が弾む等、ホッとする場になっていることが私たちの喜びでもあります。

また、仕事で帰宅が遅い保護者から「学童保育の後の1時間前後の間、自宅に一人で待たせるのが危険。」、学童保育が終了してしまった4年生以上の保護者で帰宅が遅い方は「長時間一人でいるのでゲームやり放題・お菓子食べ放題になってしまいがちで心配。」という声を受け、放課後の小学生の居場所としても活用しています。これから「至誠あずま みんなの家」の活動内容を地域に密着したものとして広げ、この建物が活用できるように取り組んでいくことが法人職員としての使命であり、いつも支えてくださる地域の方への貢献であると考えています。



至誠あずま みんなの家

5. 施設長としての学びと姿勢

長い保育士生活からの園長就任により、自分の仕事内容について考えた時、プレイヤーを託し、マネジメントのプロとなることの覚悟が脳裏をよぎりました。また、これから日本(世界)を担っていく未来ある大事なお子さまをお預かりする施設の長として、プレイヤーとマネージャーの程良い配分があるのではないかと等、悩みました。そんな時、福祉施設長専門講座受講により、労務・人事・財務・経営・サービス管理などとあわせて、職員が一丸となってチームとして運営していく難しさと、達成した時のチームの強さを学び、チーム力の大切さを改めて実感しました。子どもを取り巻く大人同士の信頼関係がしっかりできていれば、チーム力が十分発揮できます。ラグビーではワンチームの素晴らしさを言葉ではなく試合の姿で見せてくれました。たやすい事ではありませんが、皆で話し合い、他人事にしない組織づくりの中でワンチームを目指していきます。

6. おわりに

保育事業本部の保育目標は「生き生きとした子どもをめざして」ですが、その環境に生き生きとした職員がいてこそ、子どもたちも生き生きとした生活が送れます。保育界では今までの待機



日野市新選組祭参加

児問題から0歳児と3歳児以上の定員割れに代わる現象が見通されます。そして、働き方改革と人材の確保、ワークライフ(ファミリー)バランス、働きやすさと働き甲斐のある職場を目指して、①処遇改善、②待遇改善、③労働生産性の向上等々、簡単な問題ではありません。また、近年の自然災害などは今後ますます拡大する恐れがあり、大規模災害対策も十分な検討が必要です。このような沢山の課題を抱えて社会福祉法人としての使命に臨む時、日本福祉施設士会の組織の一員としての心強さを感じます。何故なら、福祉施設士会は常に刻々と変わる社会情勢をいち早くキャッチし、私たちに発信し、学び考える場を提供してくださる組織だからです。福祉施設長専門講座修了が福祉施設士と



法人合同 至誠まつり

しての第一歩という事がこの事柄からも理解できます。福祉施設士としての自覚をもって、これからも学びを深め、社会に貢献していくことが私の希望であり使命であると考えております。

保育園の取り組みと 地域との連携について

(沖縄県)

社会福祉法人三河福祉会

すてら保育園 園長 **米須 江利子** (児 - 43期、No.5740)



1. 法人と施設紹介

(1) 法人創設の経緯

社会福祉法人三河福祉会は平成17年3月に設立しました。当時、村内には公立保育所が2か所ありましたが、1999年12月新エンジェルプランが進められ待機児童解消を目的に、同年5月に北中城村島袋地区に百登保育園を開設しました。私立認可保育園第1号となります。その後も、待機児童解消のため平成26年4月に同村仲順地区に「すてら保育園」を開設、また翌年施設内に放課後健全育成事業すてら学童クラブを開設しました。

北中城村は、沖縄県中部に位置し南に宜野湾市人口9万9千人、北に沖縄市人口14万人



園舎外観

が、隣接する人口1万7千人の村です。そのなかでもすてら保育園の隣接する島袋地区は、村人口が3分の1を占めている地域であり、平成22年に米軍泡瀬ゴルフ場跡地(旧琉球米軍司令部)が返還され、総合病院、大型ショッピングモール、マンション建設の開発が進み、これから人口増加が見込まれる地域にあります。そういう中で、両保育園は、仕事を持つ親や子育て世帯にとって必要とされています。

(2) 法人の事業概要

第2種社会福祉事業

【北中城村島袋地区】

平成17年5月1日開設

1. 認可保育所

百登保育園 定員60名

生後3ヶ月から就学前幼児

【北中城村仲順地区】

平成26年4月1日開設

2. 認可保育所

すてら保育園 定員90名

生後3ヶ月から就学前幼児

3. 放課後健全育成事業

すてら学童クラブ 定員30名

小学1年生から6年生

(3) 創設者の想い

創設者は、村の公民館幼稚園、公立幼稚園で務めた後、保護者からの声かけで昭和54年に自ら学童クラブを設立し、当時女性の社会進出、核家族化の流れから「かぎっ子」と呼ばれる児童の預かりを行いました。村内では認可外学童として先駆けとなっています。利用者は地域の公務員、教師など子育て意識の高い保護者が多く、放課後の子どもの安全や生活の場として利用しました。当時、子どもから「家に帰りたい。」と反発があり、子どもに寂しい思いをさせているのではと葛藤がありました。子どもの安全、育成、放課後の生活の場はここで守り行なうと決意し25年運営を行いました。その中で、素行が悪い子どもやトラブルを起こす子どもの背景には、子どもの寂しさや貧困が起因していたり、家庭環境が大きく影響していることから保育園で乳児期から保護者と一緒に愛情を込めて子育てを行いたいという思いから保育・保護者支援施設として保育園設立に至っています。

(4) 法人の理念

～地域に輝く、やさしさづくり、人づくり～

- ・よりよい家庭環境への支援
- ・人としての喜びを持って地域に貢献
- ・たゆまぬ研鑽で成長と進化



園庭のバナナの木

方針

- ・職員心をひとつに(共通意識)幸せな家庭、豊かな地域の拠点となるように思いやりの心を育む。
- ・子どもの最善の利益に向けて常に研鑽に努める。
- ・保護者、地域、職員に必要とされる園づくりに努める。

2. 保育園の地域での公益的取り組み

平成27年4月に子ども子育て支援法が施行され保育も「保育サービス」へと変わり、利用者主体・家族主体の支援へと変わり、福祉サービスの提供者となりました。

また昨今社会の要保護児童が増加したことや平成25年生活困窮者自立支援法の施行により、児童の問題(待機児童問題・児童虐待や貧困家庭への対応)の解決が課題となっています。すてら保育園として地域のつながりを振り返ってみます。

(1) すてら保育園の公益的取組

- ①実習生、高校生のインターンシップの受入：
随時受け入れており将来の保育士の担い手育成を継続的に行っています。
- ②小学生、中学生の職場体験：保育士の仕事をとおして生きがいや、難しさを体験し、将来就きたい職業の選択としての幅を広げる活動を行っています。
- ③一時保育事業：平成27年度から開始し、待機児家庭や育児困難家庭への支援を目的に1日3名を上限に保育(4時間・8時間)を実施しています。
- ④放課後健全育成事業：平成27年度からすてら学童クラブを開始、就学した小学生を対象にすてら保育園卒園児をはじめとする地域の学童クラブが補えない部分をサポートできるよ



高校生保育実習
(すてら保育園0歳児室)



地域の銀行と交流
(ハロウィン)



村主催 交通安全出発式
(エイサー披露)

うな体制を確立。また、村内で最初の障害児受入事業を行っています。

- ⑤出前保育：地域の公民館で社会福祉協議会の行う子育て支援へ年2回参加しています。
- ⑥地域交流事業：高齢者施設へ出向き、地域の高齢者と交流を行ったり村主催の交通安全出発式やまつりの演目に園児が参加しています。
- ⑦夕涼み会：昨年保護者からの声で行う。保護者のコミュニティーの場として保育園と理想の連帯保育の実現と保護者の主体的活動を目指しています。
- ⑧地域事業への参画：「ひまわりIN北中城」冬のひまわり畑事業に参画し、保護者と共に一区画を担当する。地域事業への参加、利用者のコミュニティーの場づくりを目指します。

3. 地域が有する社会資源

北中城村は、女性の平均寿命が89.3歳と3期連続全国1位の長寿村です。北中城村の広さは11.54km²(東京都千代田区とほぼ同じ面積)で、その中に特別医療法人の高齢者福祉施設、高齢者デイサービスや社会福祉協議会の障害者就労支援事業、社会福祉法人の障害者施設や保育所、学童。また教育機関があります。近くには総合病院、大型ショッピングモール、図書館などがあり、村自体が福祉村を宣言しています。その中で当法人ができることは何か

を考えていきたいと思っています。

4. これからの課題

社会全体で少子高齢化が進む中で、保育園では子どもの虐待や貧困問題もクローズアップされています。保育園は、子どもの人権や利益、保護者支援はできますが、家庭における養育態度や貧困、虐待について見えづらい点もあります。利用者以外については、関係機関との連携で情報を共有し、地域の実情に応じて子育て支援事業も行われていますが、貧困と子育て・家庭生活の悩み・不安・困難など実態把握がまだまだ十分でなく対応できない問題もあります。

すてら保育園は、令和2年度から幼保連携型認定こども園へ移行する予定です。保育施設として今後、園でただ待っているだけでなく地域へ出向き、現状を把握し地域や家庭のニーズに合わせた働きかけが必要だと思っています。

これまでの、公益的取組を踏まえ、利用者以外の地域の子育て支援にも取り組み、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援に取り組みます。また、災害時に隣接する社協と連携し協力体制を築き地域の方々が安心できるよう努めていきたいと考えます。

5. おわりに

2018年度 第43期 福祉施設長専門講座を

受講する機会をいただきました。当時、施設長に就任して5年目でこれからどのように使命や役割を担っていくか悩んでいる時期でもありました。研修では、事業や職種の違う方々と多くの出会いがあり、それぞれの悩みや使命に触れることにより勇気をいただきました。自分自身や施設を俯瞰して見ることができるようになったと感じています。

福祉施設士は、福祉の質の向上、福祉施

設職員の質の向上、利用者や地域の環境に合わせて安全で良質なサービスの提供に努めなければなりません。子どもの笑顔や保護者、職員から「ありがとう」と喜んでもらった時、苦勞が吹き飛び私の喜びへと変わっていく。目の前に見えてきたこと一つ一つ『共同創造』をテーマにみんなの力をお借りして頑張っていきたいと思えます。

平成25年3月14日

「福祉施設士行動原則～6つの姿勢と12の行動～」

日本福祉施設士会

第1章 「福祉施設士」資格とは

(1) 「福祉施設士」資格の創設目的

○「福祉施設士」資格は施設運営(経営)上必要な知識を体系的に学ぶことで運営(経営)管理に欠かせない専門的な知識を習得し、福祉施設長の質向上を図ることを目的に、昭和51(1976)年に創設されました。

※昭和51年に第1回「福祉施設士講習会」(現在の福祉施設長専門講座)が開催されました。前年(昭和50(1975)年)に全国社会福祉協議会・福祉専門職小委員会がとりまとめた「社会福祉施設長など職員の資質向上策について」の中では、「社会福祉施設の運営管理の業務について、適正な運営をはかるべき施設長など幹部職員は、その特殊性に立脚した管理の専門知識を修得することは急務」との問題意識が示され、その対策(専門知識を修得する場)として講座は企画されました。

○福祉施設長の質向上を図るためには、“資格取得時のただ一度の学び”では十分ではなく、継続的な学びが必要であるとの問題意識より、講座修了生の団体として「日本福祉施設士会」が昭和54(1979)年に発足しました。

○資格創設当時は、福祉施設長の質向上を図る仕組み、学ぶ意欲をもった福祉施設長およびその候補者に向けた体系的な研修機会は皆無でした。平成25(2013)年で講座開始から37年、会発足から34年経ちますが、いずれも体系的な学びの場を求める福祉施設長に向けた研修機会確保をはじめ、福祉施設長の質向上への役割を着実に果たしてきました。

(2) 福祉施設士に求められること

○本会の運営内規(第2条)では、「**会の目的**」を「『福祉施設士』資格を有する者が、社会福祉施設運営管理の専門職として、資質の維持、向上のための生涯研修ならびに、福祉施設職員等の養成研修につとめ、もって施設福祉と地域福祉の推進に寄与し、かつ『福祉施設士』資格の社会的認知を資すること」と規定しています。

○本会は昭和58(1983)年に、会員(福祉施設士)が守るべき基本的な行動を定めるものとして「**倫理綱領**」を設けました。

〔日本福祉施設士会「倫理綱領」(昭和58年11月決定、最終改定平成21年3月)〕

1、福祉施設士は、利用者の基本的人権を尊重し、国民福祉の向上に努める。

- 2、福祉施設士は、福祉施設運営の質的向上に努め、利用者中心の福祉サービス充実を図る。
- 3、福祉施設士は、地域福祉向上のため、積極的にその役割を果たす。
- 4、福祉施設士は、社会福祉における専門家としての自覚をもち、創造性と開拓性を発揮すべく自己の研鑽に励む。

内容は、福祉施設士の ①利用者や社会への姿勢、②経営・管理する法人・施設への姿勢、③法人・施設がある地域への姿勢、④管理者としての自身の姿勢、といった福祉施設士としての基本的な姿勢を定めたものです。

(3)「福祉施設士行動原則」とりまとめの目的

- 会発足当時と比べ社会・経済状況が変わるとともに、社会福祉を取り巻く状況も大きく変化しました。福祉施設経営の面でも、利用者にサービスを提供するうえでなくてはならないことや、組織を運営するうえで整備しなくてはならないことにとどまらず、社会的な要請等を背景に求められることも増え、その範囲は広がっています。それにとともに、福祉施設長が取り組むべき課題も増えています。
- 加えて、高齢化の進行や家庭・地域環境の変化により福祉サービスの利用が増え、あわせて福祉従事者をはじめとしたステークホルダー(利害関係者)も多様化しました。福祉施設(事業所)の数も、第2種社会福祉事業を中心に社会福祉法人以

外の主体による小規模なものが増えていきます。

- 規制緩和を志向する考え方に基づく「福祉施設管理者の要件を緩和すべき」との意見がある一方で、利用者の権利侵害や過度な利益追求に走る事業体の例も散見されます。
- 以上の現状からも、福祉施設の質を左右するキーパーソンである福祉施設長の質の確保・向上を図ることが必要であり、福祉施設士がその実現に主たる役割を果たしていくべきと考えます。福祉施設士がいる福祉施設は安心・安全なサービスが行われているとの評価を得ていくことこそ、福祉施設士資格の認知向上につながるものです。

- 福祉施設長の質向上をめざす体系的な学びの場たる「福祉施設長専門講座」や「日本福祉施設士会」は、30余年前の創設時以上に必要とされる環境にあると考えられます。福祉施設長専門講座を受講することでの研鑽、日本福祉施設士会会員としての地域・社会での活躍が、これまで以上に求められます。
- 今あらためて「福祉施設士」資格および「日本福祉施設士会」の目的を会員一人ひとりが再確認し、その自覚的な取り組みを促進するための指針(「福祉施設士行動原則」)をとりまとめることとします。

第2章 「福祉施設士行動原則～6つの姿勢と12の行動～」

○あらためて「福祉施設士」資格および「日本福祉施設士会」の目的を確認し、会員一人ひとりの行動の指針として、本章では会員（福祉施設士）に求められる**行動原則**（「**福祉施設士行動原則**」）を整理します。

○内容は、本会「倫理綱領」の4項目を基本とします（第1章(2)参照）。倫理綱領が定める基本的な姿勢に即して、それぞれ福祉施設士が利用者や社会等に向けて求められる行動を明示するものです。

「福祉施設士行動原則～6つの姿勢と12の行動～」

<「利用者や社会」に対して>

1、利用者への姿勢

行動① 安全で良質なサービスを継続的かつ安定的に提供する

行動② 利用者の権利を尊重した支援を展開する

2、社会への姿勢

行動③ 透明性を高め積極的な情報公開・提供を進める

行動④ 公益性に相応しい体制を整備し、効果的・効率的な組織運営を進める

<「経営・管理する法人・施設」に対して>

3、組織への姿勢

行動⑤ サービスと組織の改善を続ける

行動⑥ 新たな課題に挑戦する

4、職員への姿勢

行動⑦ 福祉人材の育成に努める

行動⑧ 働きがいのもてる職場を作る

<「法人・施設がある地域」に対して>

5、地域への姿勢

行動⑨ 地域の福祉課題に積極的に取り組む

行動⑩ 関係機関と協力し地域を支える主たる役割を担う

<「管理者としての自身」に対して>

6、自己への姿勢

行動⑪ 学びを続けることで自己の成長をはかる

行動⑫ 実践を重ねることで信頼を積み上げる

令和元年度 日本福祉施設士会 東海北陸ブロックセミナー 開催報告

去る、11月14日(木)、津市の三重県社会福祉会館研修室において、日本福祉施設士会会長の高橋紘氏、同じく生涯研修委員長の花田利生氏にお越しいただき、23名のご参加のもと東海北陸ブロックセミナーを開催しました。

午後1時、三重県福祉施設士会会長の高山宗親からの開会挨拶の後、来賓として三重県社会福祉協議会常務理事兼事務局長の松本利治様よりご挨拶をいただきました。

その後、日本福祉施設士会会長の高橋紘氏より「福祉施設士のキャリアパスを考える～人生100年時代の会員各自の個別計画～」と題しての基調報告をいただきました。施設長がキャリアパスを考える必要性として、①職業能力開発の視点：社会福祉法人は、「介護職員処遇改善施策を機に、「キャリアパス要件」、「職場環

境要件」などを満たした計画を策定する必要がある。②経営層・管理職は、事業所職員のキャリアパスの管理を行う責任がある。また、福祉施設士として生涯研修・職員育成・社会的認知向上の取り組みなど、各自の資質向上の中長期計画が必要であると話されました。

次に、特定社会保険労務士の辻義信氏より、「働き方改革と労務管理～法人が守らなければならない法定事項～」と題して、①働き方改革の施行スケジュール、②時間外労働の上限規制の導入、③年次有給休暇の基本、④同一労働同一賃金への対応、⑤パワーハラスメント防止対策の義務化などについて詳しくお話いただきました。

続いて、社会福祉法人和順会常務理事兼和順寮施設長の宮里祐史氏より、「社会福祉



高橋会長の基調報告



講義の様様

施設におけるリスクマネジメント」について、①その必要性、②目的、③導入の背景、④福祉サービスを取り巻くリスクの内容と把握、⑤その取り組みと課題、⑥具体的なリスクの把握、そして、虐待についても触れられ、盛り沢山にお

話しいただきました。

午後5時に閉会の後、場所を変えて情報交換会を行い、各法人・施設の現状や世間話で盛り上がり、最後に、高橋会長の素晴らしい「ハーモニカ演奏」で閉会しました。

社会福祉法人制度改革対応版

社会福祉法人会計基準関係資料集

すべての社会福祉法人において、新たな会計基準による会計処理を適正に積み重ねていく必要があります。法人自らが順法性を確保し内部統制によるけん制の強化をすすめながら、経営の適正化を図り、持続的な質の高い福祉サービスを提供する責任が問われています。

こうしたなかで、社会福祉法人の会計処理に係る法令・通知等だけではなく、今般の社会福祉法人制度改革の主旨である経営組織のガバナンスの強化や事業経営の透明性の確保など、新しい会計処理の背景となっている考え方についても理解を深めることができるよう法令・通知を厳選して収載しています。

会計基準関係の法令・通知を網羅した実務者必携の一冊

最新版社会福祉協議会モデル経理規程、法人社協モデル定款も収載



- 全国社会福祉協議会 編
- B5判・1,289頁
- 定価 本体4,500円(税別)
- 2017年7月発行

●お申込みは、書店、都道府県・指定都市社会福祉協議会または下記へ●

■ 全社協出版部 受注センター ■
 受注 TEL. 049-257-1080 FAX. 049-257-3111
 専用 E-mail: zenshakyo-s@shakyo.or.jp

全社協

社会福祉法人全国社会福祉協議会 出版部
 〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2
 新霞が関ビル

福祉関係図書の検索・注文ができるホームページ

福祉の本出版目録

<http://www.fukushinohon.gr.jp>

あんな

日本福祉施設士会 12月～令和2年1月の活動報告

日付	内容
12月11日(水)～12日(木)	施設長実学講座(第5回) 「基礎から学ぶ会計実務」

施設長実学講座(第5回)「基礎から学ぶ会計講座」

12月11～12日の2日間、全社協会議室(東京都千代田区)において、施設長実学講座(第5回)を開催しました。今回は「基礎から学ぶ会計実務」をテーマに、全国から39名の参加がありました。

1日目は、公認会計士の木原祥智氏より、社会福祉法人会計の財務諸表の読み方と経営分析の視点、予算および決算、内部統制についての講義を行いました。2日目は、公認会計

士の湯浅寿江氏より、社会福祉法人会計の基本的理解、福祉施設長に求められる日常の会計管理、説明責任等について講義と演習を行いました。

参加者からは、「社会福祉法人の会計「複式簿記」の特徴について理解を深めることができた」、「月次チェック等のこまめなチェックの重要性について再認識することができた」との感想をいただき、成功裏に終了しました。



1日目の講師の木原氏



2日目講師の湯浅氏と講義風景

「地域共生社会推進検討会」最終取りまとめの概要

昨年の12月に「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」(地域共生社会推進検討)の最終とりまとめが示されましたので、その概要を掲載いたしますので、ご参照ください。



「地域共生社会に向けた包括的支援と 多様な参加・協働の推進に関する検討会」 (地域共生社会推進検討会)

最終とりまとめ(概要)

令和元年12月26日

地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会

1 設置の趣旨

共同体の機能の一層の低下、人口減少による地域の持続への懸念などの近年の社会の変化や、地域の実践において生まれつつある新しい価値観の萌芽を踏まえ、今後の社会保障制度のあり方をどのように考えていくかという、中長期的な観点も念頭に置きつつ、当面の課題として、平成29年介護保険法等改正法の附則に規定される公布後3年(令和2年)の見直し規定に基づく、市町村における包括的な支援体制の全国的な整備を推進する方策について検討を進めるため、有識者による検討会を開催する。

2 主な検討項目

- ・次期社会福祉法改正に向けた市町村における包括的な支援体制の整備のあり方
- ・地域共生社会の実現に向け、中長期の視点から社会保障・生活支援において今後強化すべき機能 等

3 構成員(敬称略・五十音順)

朝比奈 ミカ	中核地域生活支援センターがじゅまる センター長	田中 滋	埼玉県立大学 理事長
池田 洋光	高知県中土佐町長	知久 清志	埼玉県福祉部長
池田 昌弘	NPO法人全国コミュニティライフサポートセンター 理事長	野澤 和弘	一般社団法人スローコミュニケーション 代表
大原 裕介	社会福祉法人ゆうゆう 理事長		植草学園大学 客員教授
奥山 千鶴子	NPO法人子育てひろば全国連絡協議会 理事長	原田 正樹	日本福祉大学 副学長
加藤 恵	社会福祉法人半田市社会福祉協議会 半田市障がい者相談支援センター センター長	平川 則男	日本労働組合総連合会 総合政策局長(第6回まで)
菊池 馨実	早稲田大学法学学術院 教授	堀田 聡子	慶應義塾大学大学院健康マネジメント研究科 教授
佐保 昌一	日本労働組合総連合会 総合政策推進局長(第7回から)	本郷谷 健次	千葉県松戸市長
助川 末枝保	船橋市三山・田喜野井地域包括支援センター センター長	宮島 渡	全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会 代表
立岡 学	一般社団法人パーソナルサポートセンター 業務執行常務理事	◎ 宮本 太郎	中央大学法学部 教授
		室田 信一	首都大学東京人文社会学部人間社会学科 准教授

(◎: 座長)

4 審議スケジュール・開催状況

(第1回) 2019年 5月16日(木)	地域共生社会に向けた検討の経緯・議論の状況について
(第2回) 2019年 5月28日(火)	関係者からのヒアリング等
(第3回) 2019年 6月13日(木)	包括的な支援について①
(第4回) 2019年 7月 5日(金)	包括的な支援について②
(第5回) 2019年 7月16日(火)	中間とりまとめ案について
(第6回) 2019年10月15日(火)	新たな事業の枠組みについて・関係者からのヒアリング
(第7回) 2019年10月31日(木)	包括的支援体制の構築に向けた基本的な考え方・関係者からのヒアリング
(第8回) 2019年11月18日(月)	これまでの議論をふまえた整理
(第9回) 2019年12月10日(火)	最終とりまとめ案について

※ 本検討会は、社会・援護局長の下に置くこととし、庶務は地域福祉課において行う。

1

地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会 最終とりまとめ 概要

I 地域共生社会の理念

- 地域共生社会の理念とは、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創るという考え方。福祉の政策領域だけでなく、対人支援領域全体、一人ひとりの多様な参加の機会の創出や地域社会の持続という観点に立てば、その射程は、地方創生、まちづくり、住宅、地域自治、環境保全、教育など他の政策領域に広がる。

II 福祉政策の新たなアプローチ

- 個人や世帯を取り巻く環境の変化により、生きづらさやリスクが多様化・複雑化していることを踏まえると、一人ひとりの生が尊重され、複雑かつ多様な問題を抱えながらも、社会との多様な関わりを基礎として自律的な生を継続していくことを支援する機能の強化が求められている。
- 専門職による対人支援は、「具体的な課題解決を目指すアプローチ」と「つながり続けることを目指すアプローチ（伴走型支援）」の2つのアプローチを支援の両輪として組み合わせていくことが必要。
- 伴走型支援を実践する上では、専門職による伴走型支援と地域の居場所などにおける様々な活動等を通じて日常の暮らしの中で行われる、地域住民同士の支え合いや緩やかな見守りといった双方の視点を重視する必要がある、それによりセーフティネットが強化され、重層的なものとなっている。

III 市町村における包括的な支援体制の整備の在り方

1 事業の枠組み等

- 地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する市町村における包括的な支援体制の構築を推進するため、「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に行う市町村の新たな事業を創設すべき。

断らない相談支援	参加支援	地域づくりに向けた支援
<ul style="list-style-type: none"> ○ 本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援 ① 属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応する又は関係機関につなぐ機能 ② 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能 ③ 継続的につなぐ支援を支援を中心的に担う機能 ※ ②及び③の機能を強化 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する支援。 ○ 狭間のニーズに対応できるように既存の地域資源の活用方法を拡充する取組を中心に、既存の人的・物的資源の中で、本人・世帯の状態に合わせた多様な参加支援の提供を行う。 (例) 生活困窮者の就労体験に経済的な困窮状態にない世帯のひきこもりの者を受け入れる 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援。 ① 住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保に向けた支援 ② ケアし支え合う関係性を広げ、交流・参加・学びの機会を生み出すコーディネート機能

- 対象は、本人・世帯の属性を問わず、福祉、介護、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題や地域社会からの孤立など様々な課題を抱える全ての地域住民とすべき。
- 新たな事業の意義の一つは、地域住民や関係機関等と議論を行い、考え方を共有するプロセス自体にあることから、任意事業とし、段階的実施とすべき。
- 新たな事業を実施するに当たっては、既存の取組や機関等を活かしながらか進めていくが、地域ごとに住民のニーズや資源の状況等が異なることから、圏域の設定や会議体の設置等は、市町村が裁量を発揮しやすい仕組みとする必要がある。
- 国の財政支援については、市町村が柔軟に包括的な支援体制を構築することを可能とするために、一本の補助要綱に基づく申請などにより、制度別に設けられた財政支援の一体的な実施を促進する必要がある。

2

地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会 最終とりまとめ 概要

III 市町村における包括的な支援体制の整備の在り方（続き）

2 市町村における包括的な支援体制の構築の際のプロセスと留意すべき点

- 市町村は地域のニーズや人材、地域資源の状況等を把握し、見える化した上で分析を行うとともに、地域住民や関係機関等と議論し、域内における包括的な支援体制の整備について考え方をまとめ、共通認識を持ちながら取組を進める。この際、新たな縦割りを生み出さないよう留意。
- 事業実施後も、地域住民や関係機関等と振り返りや議論を繰り返し行いつつ、事業の実施状況等を定期的に分析・評価し、改善していくことが必要。
- 市町村が、地域住民や関係機関等とともに考え方を共有し、事業を推進するため、関係者をメンバーとする議論を行う場を市町村が設置する仕組みとすべき。

3 介護、障害、子ども、生活困窮等の各制度から抽出する際の基本的な考え方

- 介護、障害等の既存の各制度における基準額や補助率が異なることを踏まえ、事業費の積み上げ方や配分方法について検討を行う必要がある。その際、既存制度からの抽出は、合理的なルールに基づく機械的な方法による按分とすることが必要、現在の取組を継続できるよう交付水準を保つべきといった意見を踏まえ、より詳細を検討すべき。
- 現行の各経費の性格の維持など国による財政保障にも十分配慮する観点から、シーリング上、現在義務的経費とされているものについては、引き続き義務的経費として整理できるような仕組みとすべき。

IV 市町村における包括的な支援体制の整備促進のための基盤

1 人材の育成や確保

- 包括的支援に携わる専門職等の支援の質を担保するため、研修カリキュラムや教材等の整備の推進、研修の実施等、人材の育成・確保に向けた取組を進めることが重要。また、市町村においては、庁内全体で包括的な支援体制について検討し、体制の構築を進める中で、福祉部門の職員だけでなく、職員全体に対して研修等を行う必要がある。事業開始後も、人材を組織的に育成しつつ、チームで対応していくことが求められる。

2 地域福祉計画等

- 新たな事業については、地域福祉計画の記載事項とすべき。計画の策定過程を通じて、市町村が、住民や関係者・関係機関との意見交換等を重ね、包括的な支援の考え方や新たな事業に関する共通認識を醸成することが重要。都道府県においても、地域福祉支援計画の記載事項とすべき。

3 会議体

- 多職種による連携や多機関の協働が重要な基盤となるため、情報共有や協議を行う場（会議体）の機能が重要。既存の属性別の制度等による会議体があることに十分に留意して、これらを有効活用し、市町村の職員も参画した上で、個別事例の検討等を行うことが望ましい。

4 都道府県及び国の役割

- 都道府県は、市町村における包括的な支援体制の構築の取組の支援、広域での人材育成やネットワークづくり、広域での支援や調整が求められる地域生活課題への対応などの役割を担うことが考えられる。
- 国はSNS等も活用しつつ、都道府県域を越える相談事業を進めるほか、市町村等に対して、標準的な研修カリキュラムや教材等の整備、都道府県と連携した人材育成の推進、未実施自治体やその関係者の機運醸成のためのシンポジウム等の開催、職員を個別に市町村への派遣、事例の分析や共有といった支援を進めることが考えられる。

3

(参考) 3つの支援について

	断らない相談支援	参加支援	地域づくりに向けた支援
内容	本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援	本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する支援	地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援
スキーム	<p>【具体的な機能】</p> <p>①属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応する又は関係機関につなぐ機能（相談を受け止める機能）</p> <p>②世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能（多機関協働の中核の機能）</p> <p>③継続的につながり続ける支援を中心的に担う機能（継続的につながる機能）</p> <p>※ ②及び③の機能を強化</p> <p>【域内全体で備えるべき体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存の相談支援機能も活用しながら、域内全体で属性や課題が明確でない相談も含め対応できる体制とすること 上記の①から③までの機能を有すること 相談支援へのアクセスを住民にとって容易とするための措置（例えば、住民の身近な生活圏において相談支援を行う場を明示するなど）を講ずること 	<p>○個別性が高まり生じている狭間のニーズにも対応できるように既存の地域資源の活用方法を拡充（※）していく取組を中心に位置付け、既存人的・物的資源の中で、本人・世帯の状態に合わせた多様な参加支援の提供を行う。</p> <p>（※）活用方法の拡充の例</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者の就労体験に経済的な困窮状態にない世帯のひきこもりの者を受け入れる 個人商店を中間的就労の場として、対人コミュニケーションが苦手な者を受け入れ、就労・社会参加に向けた支援を行う 地域の空き家を使って、地域のボランティアが勉強を教える場所をつくり、学校とも連携しつつ、不登校の生徒に参加を働きかけ、支援を行う 	<p>【具体的な機能】</p> <p>①住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保に向けた支援（場や居場所の確保支援）</p> <p>②ケアし支え合う関係性を広げ、交流・参加・学びの機会を生み出すコーディネート機能（地域づくりのコーディネート機能）</p> <p>※地域づくりのコーディネート機能は、「個別の活動や人のコーディネート」と「地域のプラットフォーム」の2つの機能を確保。</p>
圏域、人員配置等	<p>○市町村において、既存施設・機関の分布など地域の実情を踏まえ、個々の施設・機関が担う役割を含め、圏域についても検討。</p> <p>○人員配置は、それぞれの機関が担う機能や配置状況等を踏まえ、市町村において検討。これまで各機関が地域で果たしてきた役割が継続的に担えるようにすることが必要。</p>	<p>○市町村がそれぞれの地域資源を最大限活用して、構築することができるような設計とすべき。</p>	<p>○住民に身近な圏域と住民に身近な圏域よりも大きな範囲（市町村等）の重層的な視点が必要。</p> <p>○人員配置は、それぞれの機関が担う機能や配置状況等を踏まえ、市町村において検討。これまで各機関が地域で果たしてきた役割が継続的に担えるようにすることが必要。</p>
財政支援	<p>○以下の機能の確保に必要な経費について一括して交付することを検討すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> 属性毎の相談支援の機能 多機関協働の中核の機能 継続的につながる機能 	<p>○既存の地域資源に対して活用方法の拡充を働きかけるなど、地域資源と支援対象者との間を取り持つ機能に必要な経費に対し、国として財政支援を行うことを検討すべき。</p> <p>○拡充に要する費用負担についても、既存の制度での対応が困難な場合については、参加支援の機能の一部として補助できるようにすべき。</p>	<p>○市町村内の支援体制として、場や居場所の確保支援及び地域づくりのコーディネート機能の確保に必要な経費に対し一括して交付することを検討すべきである。</p>
その他	<p>○特定の相談機関や窓口が全てを丸抱えるのではなく、適切に多機関協働を進め、市町村全体でチームによる支援を行うもの。</p>	<p>○既に社会参加に向けた支援を担っている既存制度による支援と十分連携しながら行うことが必要。</p>	<p>○地域づくりにおいては、福祉の領域を超えて、地域全体を俯瞰する視点が不可欠であり、まちづくり・地域産業など他の分野の可能性も広げる連携・協働を強化することが必要。</p>

※ 3つの支援を一体的に行うことにより、本人と支援者や地域住民との継続的な関係性を築くことが可能となり、これらの関係性が一人ひとりの自律的な生を支えるセーフティネットとなる。

4

日本社会や国民生活の変化(前提の共有)

日本の福祉制度の変遷と現在の状況

- 日本の社会保障は、人生において典型的と考えられるリスクや課題を想定し、その解決を目的として、それぞれ現金給付や福祉サービス等を含む現物給付を行うという基本的なアプローチの下で、公的な保障の量的な拡大と質的な発展を実現してきた。
- これにより、生活保障やセーフティネットの機能は大きく進展し、社会福祉の分野では、生活保護、高齢者介護、障害福祉、児童福祉など、属性別や対象者のリスク別の制度が発展し、専門的支援が提供されるようになった。
- その一方で、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑化・多様化(社会的孤立、ダブルケア・いわゆる8050)している。これらの課題は、誰にでも起こりうる社会的なリスクと言えるが、個性が極めて高く、対象者別の各制度の下での支援の実践において対応に苦慮している。

〈共同体機能の脆弱化〉

- 地域のつながりが弱くなり支え合いの力が低下するとともに、未婚化が進行するなど家族機能が低下
- 経済情勢の変化やグローバル化により、いわゆる日本型雇用慣行が大きく変化
血縁、地縁、社縁という、日本の社会保障制度の基礎となってきた「共同体」の機能の脆弱化

〈人口減による担い手の不足〉

- 人口減少が本格化し、あらゆる分野で地域社会の担い手が減少しており、例えば、近年大規模な災害が多発する中で災害時の支援ニーズへの対応においても課題となるなど、地域社会の持続そのものへの懸念が生まれている
- 高齢者、障害者、生活困窮者などは、社会とのつながりや社会参加の機会に十分恵まれていない

◆一方、地域の実践では、多様なつながりや参加の創出により、「第4の縁」が生まれている例がみられる

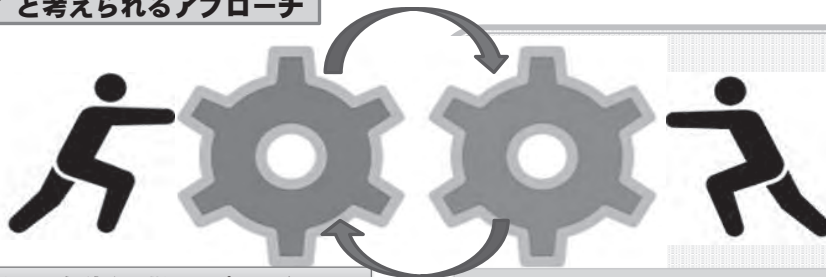
◆一方、地域の実践では、福祉の領域を超えて、農業や産業、住民自治などの様々な資源とつながることで、多様な社会参加と地域社会の持続の両方を目指す試みがみられる

⇒制度・分野ごとの「縦割り」や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、地域や一人ひとりの人生の多様性を前提とし、人と人、人と社会がつながり支え合う取組が生まれやすいような環境を整える新たなアプローチが求められている。

5

対人支援において今後求められるアプローチ

支援の“両輪”と考えられるアプローチ



具体的な課題解決を目指すアプローチ

- 本人が有する特定の課題を解決することを目指す
- それぞれの属性や課題に対応するための支援(現金・現物給付)を重視することが多い
- 本人の抱える課題や必要な対応が明らかな場合には、特に有効

つながり続けることを目指すアプローチ

- 本人と支援者が継続的につながることを目指す
- 暮らし全体と人生の時間軸をとらえ、本人と支援者が継続的につながり関わるための相談支援(手続的給付)を重視
- 生きづらさの背景が明らかでない場合や、8050問題など課題が複合化した場合、ライフステージの変化に応じた柔軟な支援が必要な場合に、特に有効

共通の基盤

本人を中心として、“伴走”する意識

個人が自律的な生活を継続できるよう、本人の意向や取り巻く状況に合わせ、2つのアプローチを組み合わせることが必要。

6

伴走型支援と地域住民の気かけ合う関係性によるセーフティネットの構築

伴走型支援

- 一人ひとりが多様で複雑な問題に面しながらも、生きていこうとする力を高め(エンパワーメント)、自律的な生を支える支援
(※)自律・・・個人が主体的に自らの生き方を追求できる状態にあること
- 「支える」「支えられる」という一方向の関係性ではなく、支援者と本人が支援の中で人として出会うことで、互いに学び合い、変化する。



地域住民の気かけ合う関係性

- 一人ひとりの人生・生活は多様かつ複雑であり、社会に関わる経路は多様であることが望ましく、専門職による伴走支援のみを想定することは適切でない。
- 地域の実践では、専門職による関わりの下、地域住民が出会い、お互いを知る場や学び合う機会を通じて、地域住民の気かけ合う関係性が生じ広がっている事例が見られる。

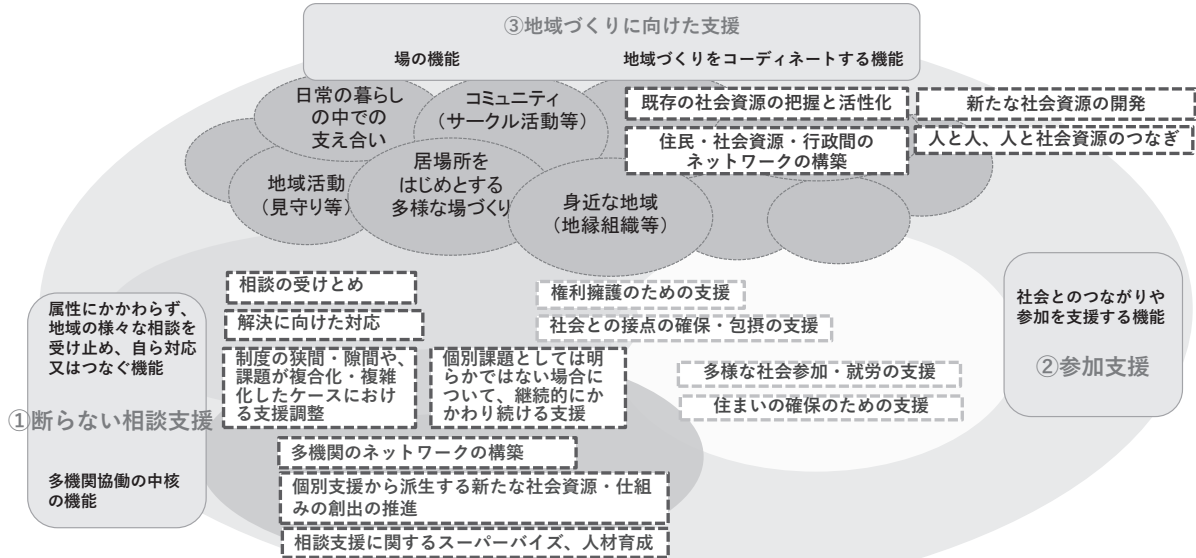
セーフティネットの構築に当たっての視点

- 人と人とのつながりそのものがセーフティネットの基礎となる。
 - ー地域における出会いや学びの場を作り出し、多様なつながりや参加の機会が確保されることで、地域の中での支え合いや緩やかな見守りが生まれる
 - ー専門職による伴走型支援の普及や、地域に開かれた福祉の実践によって、個人と地域・社会とのつながりが回復し、社会的包摂が実現される
- これらが重なり合うことで、地域におけるセーフティネットが充実していく。
- 制度設計の際には、セーフティネットを構成する多様なつながりが生まれやすくなるための環境整備を行う観点と、専門職等の伴走によりコミュニティにつなぎ戻していく社会的包摂の観点が重要。

7

新たな包括的な支援の機能等について

- ◆ 市町村がそれぞれの実情に応じて包括的な支援体制を整備するため、以下の支援を一体的に実施する事業を創設
 - ①断らない相談支援
 - ②参加支援(社会とのつながりや参加の支援)
 - ③地域づくりに向けた支援
- ◆ 本事業全体の理念は、アウトリーチを含む早期の支援、本人・世帯を包括的に受け止め支える支援、本人を中心とし、本人の力を引き出す支援、信頼関係を基盤とした継続的な支援、地域とのつながりや関係性づくりを行う支援である。



8

市町村の包括的支援体制の構築

新たな事業の枠組み

- 市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、①「断らない相談支援」、②参加支援と③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する新たな事業を創設
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく任意事業
- 新たな事業の実施に要する費用に係る市町村の支弁の規定及び国等による補助の規定を新設
- 国の補助については、新たな事業に係る一本の補助要綱に基づく申請等により、制度別に設けられた各種支援の一体的な実施を促進

【新たな事業の内容(①～③を一体的に実施)】

①断らない相談支援

- 介護(地域支援事業)、障害(地域生活支援事業)、子ども(利用者支援事業)、困窮(生活困窮者自立相談支援事業)の相談支援に係る事業を一体として実施し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める。断らない相談支援の実施

③地域づくりに向けた支援

- 地域において多様なつながりが育つことを支援するために、
 - ①住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保に向けた支援
 - ②ケアし支え合う関係性を広げ、交流・参加・学びの機会を生み出すコーディネート機能 を合わせた事業を実施

②参加支援(社会とのつながりや参加の支援)

- 「断らない相談支援」と一体的に行う、就労支援、居住支援、居場所機能の提供など、多様な社会参加に向けた支援の実施

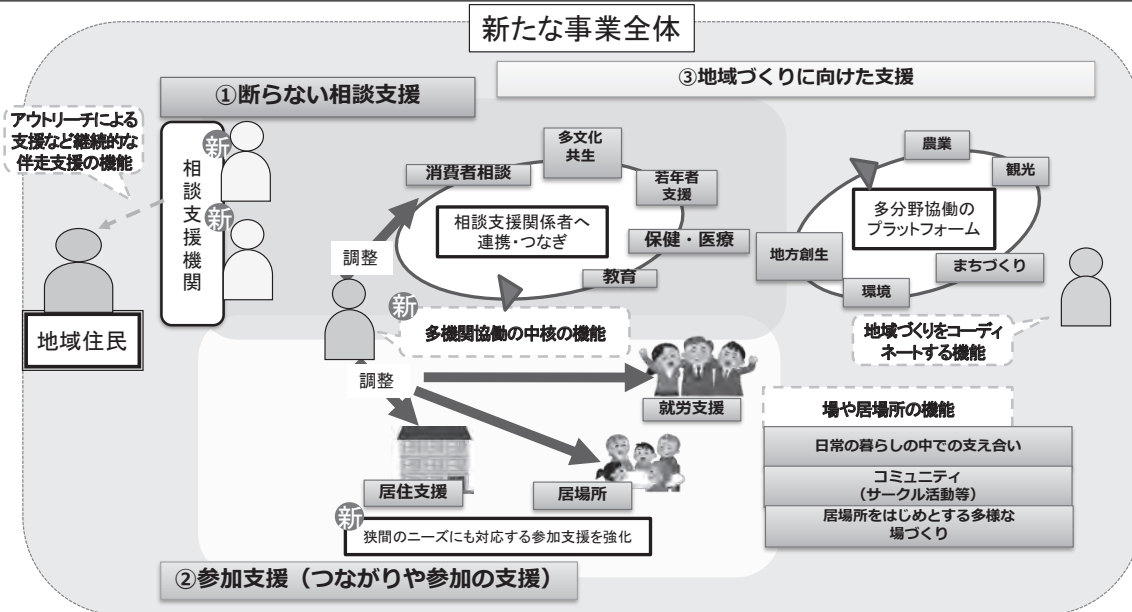
(市町村が取組を進めるに当たって留意すべき点)

- 市町村は、地域住民や関係機関等と共に、地域のニーズや人材、地域資源の状況等を把握し、見える化した上で分析を行う必要がある。それらを前提として、地域住民や関係機関等と議論をしながら、包括的な支援体制の整備について考え方をまとめ、共通認識を持ちながら取組を進める。
 - 特に、地域づくりに向けた支援については、既存の地域とのつながりや支え合う関係性を十分理解した上で、地域住民の主体性を中心に置き、活動を応援することを基本とする。
 - 事業実施後も、地域住民や関係機関等と振り返りや議論を繰り返し行いつつ、事業の実施状況等を定期的に分析・評価し、改善していく必要がある。評価に際しては、例えば、包括的な支援が円滑に提供されているか、一つの相談機関等に過剰な負担が生じていないか、既存の事業の推進を妨げていないか、一体的になされた財政支援が適切に配分されているかなど、幅広い観点について議論を行う。
- ※市町村がこのようなプロセスを適切に経て、地域住民や関係機関等とともに考え方を共有し、事業を推進するためには、幅広い関係者をメンバーとする議論を行う場を市町村が設置する仕組みとすべきである。

9

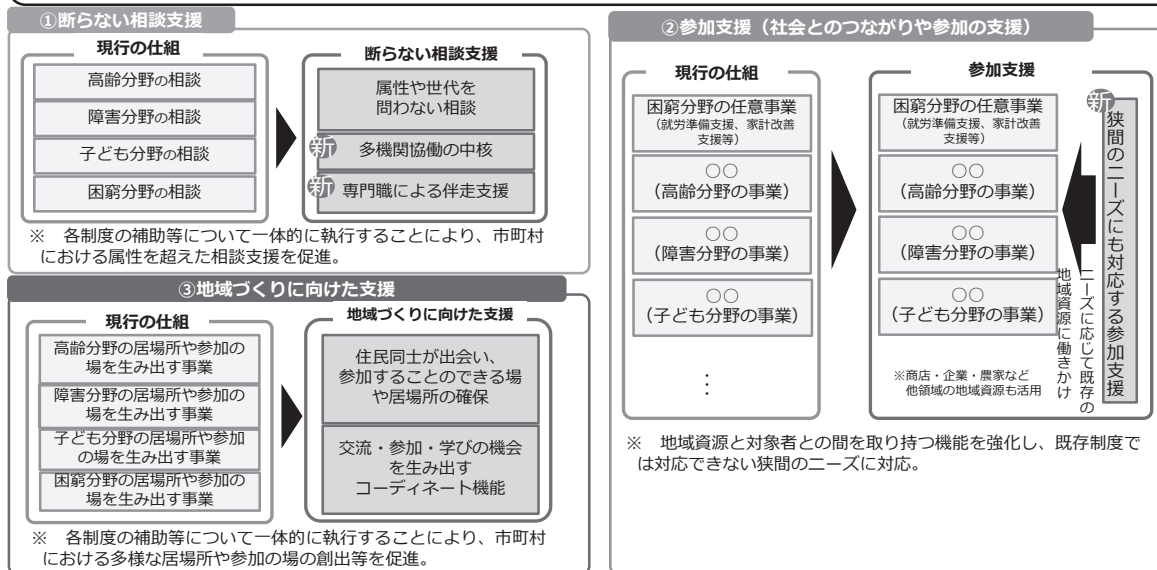
新たな事業について(イメージ)

- 新たな事業を実施する市町村は、地域住民や関係機関等と議論しながら、管轄域内全体で断らない包括的な支援体制を整備する方策を検討する。
- 断らない相談支援の機能に繋がった本人・世帯について、複雑・複合的な課題が存在している場合には、新たに整備する多機関協働の中核の機能が複数支援者間を調整するとともに、地域とのつながりを構築する参加支援へのつなぎを行う。
- また、支援ニーズが明らかでない本人・世帯については、断らない相談支援の機能に位置づけるアウトリーチによる支援など継続的につながり続ける伴走の機能により、関係性を保つ。
- これらの機能を地域の実情に応じて整備しつつ、市町村全体でチームによる支援を進め、断らない相談支援体制を構築していく。
- また、地域づくりに向けた支援を行うことにより、地域において、誰もが多様な経路でつながり、参加することのできる環境を広げる。



新たな事業の枠組み

- ◆断らない相談支援
属性を超えた支援を可能とするため、各制度（高齢、障害、子ども、困窮）の相談支援事業を一体的に行う事業とするとともに、（ア）世帯をとりまく支援関係者間を調整する機能（多機関協働の中核）、（イ）継続的につながり続ける支援を中心的に担う機能（専門職の伴走支援）をそれぞれ強化。
- ◆参加支援（社会とのつながりや参加の支援）
属性毎に準備された既存制度の様々な支援メニューを活用するとともに、既存制度に適した支援メニューがない場合、本人のニーズを踏まえ、既存の地域資源の働きかけ、活用方法を広げるなど、本人と地域資源の間を取り持つ総合的な支援機能を確保し、本人・世帯の状態に寄り添って、社会とのつながりを回復する支援を実施。
- ◆地域づくりに向けた支援
各制度（高齢、障害、子ども、困窮）の関連事業を一体的に行う事業とし、以下の機能を確保。
 -住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保
 -ケアし支え合う関係性を広げ、交流・参加・学びの機会を生み出すコーディネート機能



現行の各種相談支援事業の財政支援等の状況

	実施主体	事業の性質	国費の性質		地方財政法上の負担金への該当	実施自治体数	(センター等)設置箇所数
				負担割合			
介護 (地域包括支援センターの運営費)	市町村	義務的实施	義務的経費 (交付金)	国 38.5% 都道府県 19.25% 市町村 19.25% 一号保険料 23%	×	1,741市町村	5,079カ所 (平成30年4月末時点)
障害 (基幹相談支援センター等機能強化事業) + (障害者相談支援事業)	市町村 (複数市町村による共同実施可)	任意的実施 (基幹相談支援センター等の機能を強化する場合に実施)	裁量的経費 (補助金)	国 1/2以内 都道府県 1/4以内 市町村 1/4	×	650市町村	719カ所 (平成30年4月時点)
		義務的实施 (障害者相談支援事業)	(交付税)	—	×	1,741市町村	—
子ども (利用者支援事業 基本型・母子保健型)	市町村	・地域子ども・子育て支援事業自体は市町村が行う「ものとする」とされている ・利用者支援事業を含め、実施する事業の組み方については自治体の任意	裁量的経費 (交付金)	国 1/3 都道府県 1/3 市町村 1/3	×	基本型 415市町村 母子保健型 798市町村	基本型 720カ所 母子保健型 1,183カ所 (平成30年度交付決定カ所数)
生活困窮 (生活困窮者自立相談支援事業)	都道府県・市・福祉事務所設置町村	義務的实施	義務的経費 (負担金)	国 3/4 実施主体 1/4	○	905自治体 (都道府県・市・福祉事務所設置町村の合計)	1,317機関 (令和元年4月時点)
生活困窮 (一次相談支援事業)	福祉事務所未設置町村	任意的実施	裁量的経費 (補助金)	国 3/4 実施主体 1/4	×	19自治体	19機関 (令和元年4月時点)

12

現行の各種「地域づくり」関係事業の財政支援等の状況

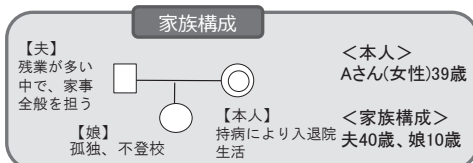
【コーディネーター機能】…地域資源の強化・開発、マッチング等の活動に対し、人件費や会議体の運営費を補助する事業
 【出会い、参加する場・居場所の確保】…通いの場等の住民の自発的活動に対し、賃料や人件費等を補助する事業

	実施主体	事業の性質	国費の性質		地方財政法上の負担金への該当	実施自治体数	設置箇所数	
				負担割合				
介護	生活支援体制整備事業 (生活支援コーディネーター (地域支えあい推進員、協議体の設置))	市町村	義務的経費 (交付金)	国 38.5% 都道府県 19.25% 市町村 19.25% 一号保険料 23%	×	1,741市町村	—	
	一般介護予防事業	市町村	義務的経費 (交付金)	国 25% 都道府県 12.5% 市町村 12.5% 一号保険料 23% 二号保険料 27%	×	1,741市町村	—	
障害	自立支援協議会 (交付税措置)	都道府県・市町村 (複数市町村による共同実施可)	任意的実施	(交付税)	×	1,715自治体 (1,248協議会) (都道府県・市町村の合計)	—	
	地域活動支援センター事業 (基礎的事業・機能強化)	市町村 (複数市町村による共同実施可)	必須事業	機能強化分 (補助金) 基礎的事業分 (交付税)	国 1/2以内 都道府県 1/4以内 市町村 1/4 —	×	1,027自治体 ※平成29年度実績報告における地活センター機能強化事業実施自治体数 1,741自治体	3,038カ所 ※平成29年度社会福祉施設等調査
子ども	地域子育て支援拠点事業	市町村	・地域子ども・子育て支援事業自体は市町村が行う「ものとする」とされている ・地域子育て支援拠点事業を含め実施する事業の組み方については自治体の任意	裁量的経費 (交付金)	国 1/3 都道府県 1/3 市町村 1/3	×	237市町村 ※「地域支援加算」のうち、地域の子育て資源の発掘・育成を行う取組部分 477市町村 ※「地域支援加算」のうち、多様な世代との連携等の取組部分	653カ所 (平成30年度交付決定カ所数) 1,327カ所 (平成30年度交付決定カ所数)
生活困窮	生活困窮者のための共助の基盤づくり事業	市町村	任意的実施	裁量的経費 (補助金)	国 1/2 市町村 1/2	×	—	—

※ 本表における事業の整理は、各事業の主たる機能に着目したもので、各制度のその他の事業の中でも、地域資源の強化・開発等を行うとともに、地域の多様な資源のコーディネーターを実施しているものがある。
 例) 障害者相談支援事業・生活困窮者自立相談支援事業における社会資源の開発等

13

新たな事業において実施が期待される支援について



◆支援のきっかけ

- Aさん(本人)は、持病を抱え入退院を繰り返している。自身の身の回りのことは何とかできるが、家事などは困難である。
- 夫(40歳)や娘(10歳)に負担をかけていることを心苦しく思い、病院のソーシャルワーカーに相談したことを契機として、新しい事業における相談窓口の支援員につながる。

<相談の始まり>

- ・支援員がアウトリーチをしながら、Aさんと面接。課題が以下のとおり明らかになる。
- 夫がAさんの看病や家事全般を担い疲れている。
- 娘は寂しい思いをしているほか、最近、不登校気味である。
- Aさん自身も持病を抱え苦しんでいるが、吐露できる人がおらず辛い。

<断らない相談支援の効果>

- Aさんが一人で抱え込んでいた複合的な課題が、支援員とのやりとりを通じて、解きほぐされ、寄り添った、継続的支援につながる。

<相談後すぐに行った支援>

- ・Aさんの心のケアや夫の看病疲れの軽減のため、短期のレスパイトケアを提案。
- ・各種施設を確認したところ、直ぐに入所できる場所がなかったため、支援員から依頼を受けた参加支援の役割を担う法人が、地域で一時生活支援事業を行う法人に施設を制度外で利用できるように依頼し、一時的な入所が実現。この際、Aさんの病状管理のため、医療機関とも連携を図り安心して入所できる体制を構築する。

<参加支援の効果>

- 地域の法人に働きかけを行い、既存の施設を活用して、Aさんのレスパイトケアのニーズに対応したスピーディーな支援を実現。

<その後の経過>

- ・Aさん家族が暮らす地域は、以前から、地域住民同士のつながり作りを目的とした、「場」づくりが活発であり、その場においてAさん家族のことや子どもの孤立が話題となり、子どもも気軽に立ち寄れる食堂を作ることとなる。
- ・娘も、放課後に当該食堂を利用するようになる。

<地域づくりに向けた支援の効果>

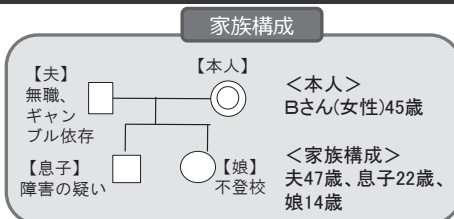
- 地域の中で住民のニーズも踏まえた新たな活動が立ち上がり、支え合いの関係性が作られた。
- 課題を有する住民の存在を早期に発見する機能が醸成された。

3つの支援を組み合わせることによる効果

3つの支援が一体的に実施されることにより、Aさん家族や地域において以下のような相乗的な効果がみられた。

- 相談機関はアウトリーチしながら、世帯全体に関わる複合的な課題を包括的に受け止め、ニーズに対応したスピーディーな支援(参加支援)を提供でき、結果として、**課題が深刻化する前に世帯全体を立て直す見通しを立てることができた。**
- また、地域づくりに向けた支援を通じて、住民のニーズも踏まえた新たな地域活動が創出され、**Aさん家族の課題も地域で早期に受け止められるようになった。**

複合的な課題を抱える家族への支援事例



支援のきっかけ

- 娘(14歳)が学校を休みがちとなっていたことから、担任教諭が母(本人)に連絡。
- 担任教諭が母(本人)と面談を行ったところ、「娘の素行が乱れ夜に遊びに出掛けたり、不登校気味であることを心配している。また、夫や息子のことにも悩んでいる。」とのこと。
- 話しを聞いた担任教諭は、母(本人)の困りごとが多岐にわたるため、どこに相談に行ったら良いか分からず新たな事業の連携担当職員に連絡。

支援内容

<支援開始>

- 連携担当職員(多機関協働の中核の機能)が本人や娘、息子と時間をかけてアセスメントを行い、家族一人一人の課題やニーズを明らかにする。



<家族が抱える多様な課題を時間をかけて解きほぐす>

- 初回の面談では、課題が複合的であるため、本人自身混乱していた。その後、連携担当職員が本人の心の揺らぎに寄り添いながら、時間をかけて家族の状況を丁寧にひも解く中で、下記のような多様な課題が明らかになる。

(本人) 家計を支えるためにパートを掛け持ち、夫への不満が募っている。各種滞納があるものの、家計の状況は把握できていない。
 (夫) 飲食店を経営していたが、不況のあおりを受けて倒産し目標を失う。昼から飲酒し、パチンコに通う生活が続いている。
 (息子) 高校を卒業後、短い期間に何回も転職を繰り返しており自信を失っている。障害の疑いがある。
 (娘) 父親の店の倒産を同級生からからかわれ、現在は不登校気味。生活のリズムが乱れ、授業にもついていけない。
 (地域との関係性) 夫が無精ひげを生やして昼からお酒を飲んで歩いたり、夫婦喧嘩が絶えないため、近隣の人から疎まれ地域から孤立。

<多機関との連携による支援>

- 連携担当職員が関係者の総合調整役を担い、学校やハローワーク、自立相談支援機関、地域住民等の関係者が連携を図りながら、家族への個別の支援を行う。

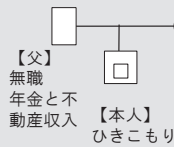
効果

- 本人に寄り添いながら丁寧に伴走支援することにより、世帯全体の複合的な課題を整理することができ、今後の支援の方向性を具体的に組み立てていけるようになった。
- 複合的な課題を整理したことにより、今後は適切に多機関と連携を図り、世帯全体を支援する体制を整えることができるようになった。

※モデル事業の支援事例を一部参考にして、事例を作成。

ひきこもりの相談支援事例

家族構成



<本人>
Aさん(男性)51歳

<家族構成>
父79歳

支援のきっかけ

- 地域包括支援センターのケアマネジャーが、新たな事業の連携担当職員に連絡。「父親の担当をしているが、ひきこもっているAさんの存在も気になっている」とのこと。
- ケアマネジャーは、父の体調が悪く近く入院する予定であるため、Aさんのことをどうしたら良いか心配になったとのこと。
- Aさんは無職であるが、父は年金の他に不動産収入があり経済的には困っていない。

支援内容

<支援開始>

- 連携担当職員(多機関協働の中核の機能)が、父と面接。また、ケアマネジャーやヘルパーなどから聞き取りを行い、Aさんの状況確認を行う。多機関の支援員等が集まる会議に諮りAさんや父へのアプローチ方法を検討。
⇒ 自立相談支援機関がAさんの自宅を定期的に訪問しながら、接点を作ることになる。

<Aさんへの支援>

- 最初、自立相談支援機関の支援員は、Aさんと会うことが出来ず、部屋の前に手紙を置いたり、イベントのチラシを置くなどして関わりを継続し、時間をかけて関係性を構築。その後、父親の体調が悪化し、入院することがきっかけとなり、Aさんから自立相談支援機関に連絡が入る。
- 自立相談支援機関で面接を行ったところ、Aさんは働きたいという希望はあるものの、長くひきこもっていたため自信が持てないとのこと。そこで、就労準備支援事業を利用し、生活の立て直しから始めることとなる。

<父親の支援(医療ソーシャルワーカーとの連携)>

- 父親の退院を見据え、病院の医療ソーシャルワーカーと連携しながら在宅療養の準備を進める。



効果

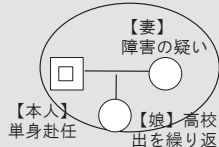
- 新たな事業の連携担当職員が関わったことにより、**世代や属性が異なる高齢の父とひきこもりのAさんの課題を包括的に受け止められた。**
- ケアマネジャーは、数年前から自室に閉じこもるAさんの存在に気付いていたが、どのように対応したら良いか分からず長期にわたり困っていた。**連携担当職員が関わったことにより、多機関の関係者が連携を図るための総合調整がなされAさんと父親の支援が円滑に進んだ。**

※モデル事業の支援事例を一部参考にして、事例を作成。

16

参加支援の事例

家族構成



<本人>
Cさん(男性)35歳

<家族構成>
母69歳、妻35歳、娘18歳

支援のきっかけ

- 本人(35歳)は、単身赴任。自宅に残っている家族に以下のような課題があるとのことで、新しい事業の相談窓口を訪れた。
 - ・娘(18歳)は、高校を中退し家出を繰り返している。
 - ・妻(35歳)は障害の疑いがある。娘との関係性が悪化している

課題の整理

<課題の概要>

娘	・ 高校を中退し、両親との喧嘩が増え、家出を繰り返している。
妻	・ 障害の疑いがあり、仕事をしても続かず、落ち込んでいる。 ・ 娘との関係性が悪化している。
本人	・ 単身赴任中のため、週1回程度しか帰省できない。 ・ 娘を強く叱責してしまい、口を利かなくなっている。

支援の実施

参加支援を担う法人は、多機関協働の中核を担う支援員と連携を図り、本人の状態に寄り添いながら以下のとおり地域の施設や関係者に働きかけるなど、コーディネートを行った。

<娘>

- 両親との喧嘩が絶えないため、一定の距離をとる必要があることから、娘の了解の下、多機関協働の中核を担う支援員とも情報共有をしながら、地域のシェルターの空き状況や入居者の年齢層等を調査。その中で娘が安心して暮らせそうな民間のシェルターが見つかったため、そのシェルターに打診し、一時的な受け入れを行ってもらった。

<妻>

- 妻は就労意欲が高かったが、その前段階として就労に向けた準備が必要な状況であったため、妻と相談のうえ制度外で短期間のみ就労準備支援事業に通うようになる。
- 同時に、参加支援を担う法人は、妻に合った職場を見つけるため、地域の中小企業を丁寧に回り企業側のニーズも聞きながら企業開拓を行う。その中で妻を受け入れてくれる企業が見つかり、就職が実現する。

効果

- **参加支援を担う法人が、地域の施設や関係者に働きかけて、コーディネートしたことにより、個別性の高い多様なニーズに柔軟に対応することができた。**
- **既存の社会資源を最大限に活用した支援を行ったことにより、支援を通じて地域の社会資源を充実していくことにも寄与した。**

17

地域づくりの事例

新たな事業で実現できること

- 新たな事業では、既存事業の財源を一体的に交付することにより、市町村の裁量が高まる。例えば、地域食堂やコミュニティカフェなど、**世代や属性を限定しない場や居場所を常設型**で設置するとともに、当該居場所を拠点として市町村全域で地域づくりを応援する活動を行う**コーディネーターを複数配置**することも可能となる。

常設型の場での取組み例

※各自治体が関係者と連携し、地域の実情に応じて組み合わせ取組を行うことを想定

- 気軽に立ち寄り、たのびることができる場として、コミュニティカフェが**多様な人の居場所**になる。
- 障害者や就労経験のない若者の**はたらく(役割のある)場**になる。
- コミュニティカフェやフリースペースでの活動の担い手として**アクティブシニアが活躍**
- フリースペースで、子育て広場(事業)と、ボランティア団体による学習支援が同じ場所・時間で行われることにより、小学生と幼児のきょうだいが**一緒にいられる場**となる。
- フリースペースを活動の空き時間に地域の団体、個人へ貸し出すことで、**多様な活動を支援**
- コミュニティカフェへの来訪者と、スペースを利用する老人クラブや子ども会、サークル活動の参加者など、多様な人、活動主体との出会いが生まれ、**学びが促進され**地域でのつながりが広がる。

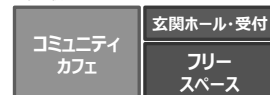
<コーディネーターによる取組み>

- コミュニティカフェに来た人や、活動への参加者との**ふだんの会話から、課題ややりたいこと**を発見し、新たな地域活動の創出につなげる。
- コーディネーターが複数配置されることにより、**人材育成もしながらチームで活動**でき、**地域の行事や集まり**(地元自治会・まちづくり協議会や商店街の役員会、民生委員・児童委員協議会(民児協)の定例会等)にも**参加し、地域活動にかかわる主体の拡大や、しくみづくり、場づくりにつなげる**。
- 地域のボランティア団体や地域住民、福祉施設職員など専門職、地元商店街との地域福祉座談会を実施し、地域で気になる人や地域生活課題の**情報を把握**する。
- 多様な担い手による地域での活動への参画や実施を支援
→ コミュニティカフェやフリースペースでの学習支援の運営に、まちづくり協議会・民児協が参画
ボランティア団体の活動場所として、福祉施設の地域交流ルームを紹介
地区社協と協働し、商店街の店舗の空き時間を活用して子ども食堂を開催

場の確保

- 常設の場として、コミュニティカフェと、事業や活動の場にも使用するフリースペースを設置

◆間取りイメージ



- 精神保健福祉士1名が専従。(週5日勤務/地域活動支援センター機能を担う)
- 子育て経験のあるスタッフ2名が週3日勤務
- 居場所のスタッフ兼コーディネーターとして2名を配置(週5日勤務)
- 法人事務職員2名がコーディネーターを兼務(週5日勤務)

コーディネーターの配置

常設型の居場所の設置を通じ、各取組ごとに確保していた**活動場所が確保しやすくなる**とともに、コーディネーターによる地域支援の取組が強化されることを通じて、**既存の地域活動が強化される**とともに、**多様な活動が新たに生まれやすくなる**。

18

地域づくりの事例②

新たな事業で実現できること

- 新たな事業では、既存事業の財源を一体的に交付することにより、市町村の裁量が高まる。
- 住民に身近な地域を圏域として地域づくりを行うコーディネーターと連携して既存の取組みの充実を図り、複数分野の事業・活動を一体的に実施することが可能となる。

複数分野の事業・活動を一体的に実施する取組み例

※ 既に行われている事例を参考に厚生労働省社会・援護局地域福祉課にて作成。

特定分野の活動の場を拠点として、コーディネーターが関わり活動内容、主体が広がる例

- 地域子育て支援拠点事業が行われている子育てひろばに高齢者が参加し、育児の先輩として子育て世代と交流。
- 拠点職員と兼務するコーディネーターがボランティア講座などの多様な活動・イベントを拠点で実施。
- 講座参加者やボランティアの活動機会の拡大を図り、以前に支援拠点に通っていた学齢期になった親子や在宅高齢者とのつながりから、月に1回の地域食堂などが行われるなど、子育てひろばや地域での活動が拡充する。

プラットフォームでの話し合いの中から、新たな活動が生まれる例

- 新たな事業で創設する多分野のメンバーが参画するプラットフォームにおいて、地域活動支援センターの事業拠点が老朽化し移転を検討中だが、移転先が見つからないという話題が出る。
- プラットフォームに参画する商工会の仲介により、地域にある空き店舗が借りられることとなり、地域活動支援センターを移転。余裕スペースは地域交流スペースとして、センター事業以外の活動にも使える場として設置。
- 地域活動支援センターで就労に向けた講座を行う際、地域の企業が講師となった講座(パソコン教室等)も行われると共に、対象を障害者に限らず開催し、就労経験のない若者も参加。
- 地域交流スペースで民児協と地区社協による子育てサロンや、ふれあい喫茶等が行われ、多様な住民が出入りする出会いの場となる。

自主的な取組みにコーディネーターが関わることで、活動の継続性が高まったり活動が増える例

- 住民ボランティアが中心となって、診療所の空き部屋を使った月2回のサロンを実施。
- コーディネーターが地域まちづくり協議会のメンバーから「何か活動に取り組みたい」との声を聞き、サロン活動のリーダーにつなげ、関わる住民が増える。
- 医師の助言を受けたサロン参加者から、健康づくりにつながることもやれないかとの声があがり、コーディネーターがおすすめの活動メニューを紹介し、サロンを行っていない週にもサロン+ウォーキングを行うこととし、毎週の活動に発展。
- コーディネーターが他地区に住むボランティア講座修了生に、活動を紹介したところ同じ取り組みをしてみたいとの声があり、地域の空き家を活用し、サロン活動が始まる。

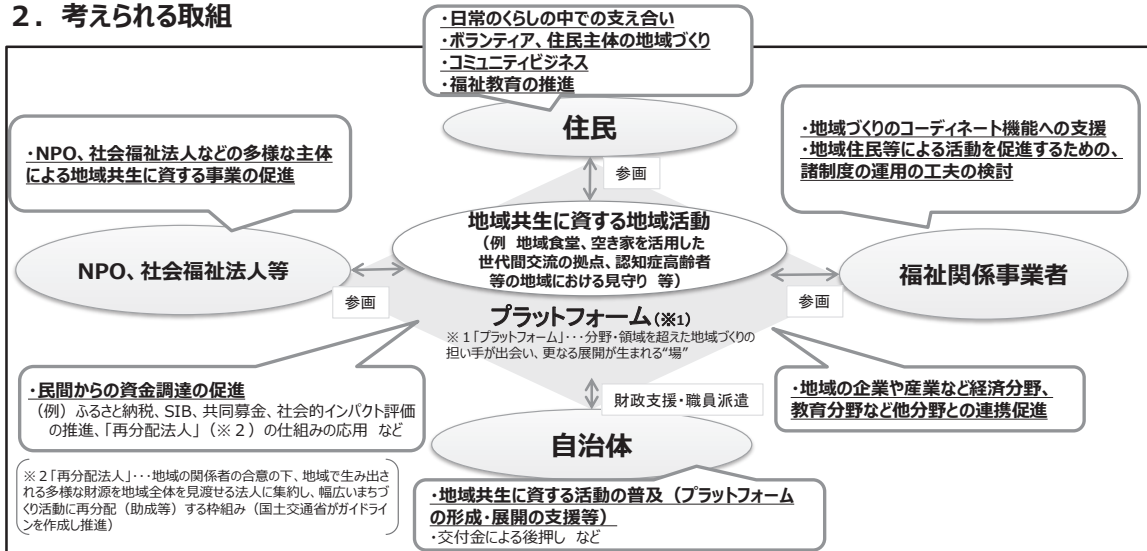
19

地域共生に資する取組の促進
～多様な担い手の参画による地域共生に資する地域活動の普及促進～

1. 概要

- 地域における重層的なセーフティネットを確保していく観点から、住民をはじめ多様な主体の参画による地域共生に資する地域活動を普及・促進。
- 地域共生に資する地域活動の多様性を踏まえ、住民などの自主性や創意工夫が最大限活かされるよう、画一的な基準は設けず、各主体に対し積極的な活動への参画を促す方策など環境整備を推進。

2. 考えられる取組

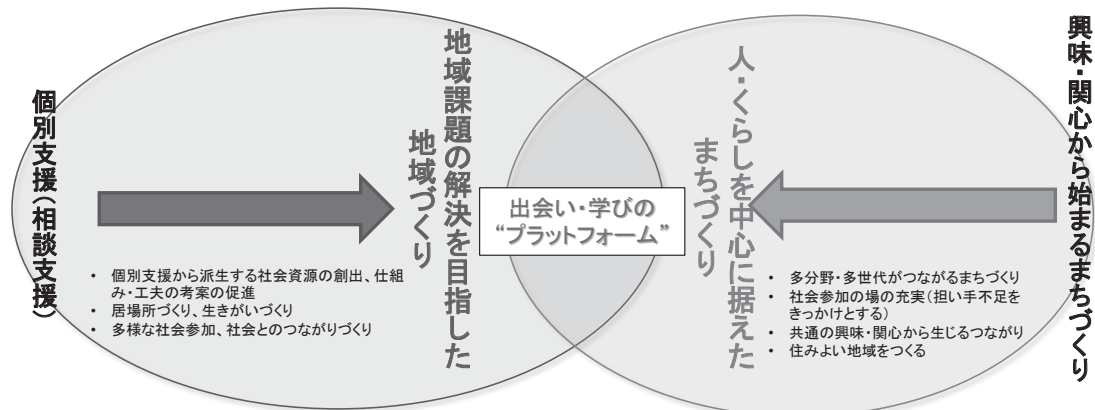


多様な主体による地域活動の展開における出会い・学びのプラットフォーム

- 地域の実践をみると、「自らの地域で活躍したい」や「地域を元気にしたい」といった自己実現や地域活性化に向けた願いのもと始まったまちづくり活動が、地域の様々な主体との交わりを深め、学ぶ中で、福祉(他者の幸せ)へのまなざしを得ていくダイナミズムがみえてきた。
- そして福祉分野の個別支援をきっかけとする地域づくりの実践に関しては、個人を地域につなげるための地域づくりから、地域における課題へ一般化し、地域住民を中心とした地域づくりに開いていくことで持続性を得ていく過程が見られている。
- 一見質の異なる活動同士も、活動が変化する中で“個人”や“くらし”が関心の中心となった時に、活動同士が出会い、お互いから学び、多様な化学反応を起こす。そこから生まれた新たな活動が地域の新たな個性となり、地方創生につながることもある。
- このような化学反応はさまざまな実践においてみられており、今後の政策の視点として、地域において多様な主体が出会い学びあう「プラットフォーム」をいかに作り出すか、という検討を行っていくことが求められている。

福祉サイドからのアプローチ

まちづくり・地域創生サイドからのアプローチ



民間
春コース
秋コース
年2回募集

働きながら 社会福祉主事資格 を取りませんか？

CHECK POINT!

- *社会福祉に携わる人の基礎的な資格
- *1年間の通信教育
自宅学習による課題提出16科目+5日間の集合研修(授業)
- *学歴・経験不問

社会福祉主事資格は
多くの民間社会福祉現場に
おいても職員の基礎的な
資格として位置づけられています。

受講期間 1年間

募集時期 春コース：12～1月
秋コース：5～6月

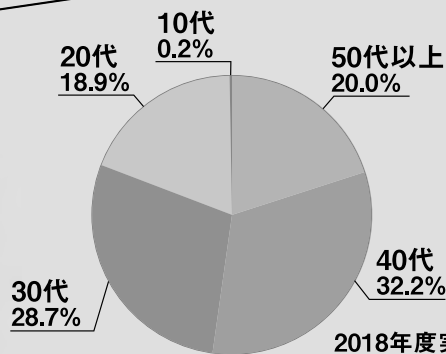
詳しくはホームページをご覧ください。

中央福祉学院

検索

はじめの
ONE STEP!
いっぽ

幅広い年代の方が
受講しています！



全国社会福祉協議会 中央福祉学院(ロフォス湘南)

【問合せ・申込先】 社会福祉法人全国社会福祉協議会 中央福祉学院 社会福祉主事係
〒240-0197 神奈川県三浦郡葉山町上山口1560-4

☎046-858-1355



日本の社会福祉

礎を築いた人びと

蟻塚昌克著

制度が十分に整っていない時代、日本の社会福祉を築いた多くの先達たちの実践から、現代の福祉課題に向き合うポイントを学びます。



- 社会福祉法人 全国社会福祉協議会 編
- B5判 ●200頁 ●2019年4月発行
- 定価 本体2,000円(税別)

現代につながる
福祉課題への
向き合い方“とは

制度が十分に整っていない時代、前例がない、法律がない、資金がないなどの多くの困難を突破して、制度の狭間であってサービスが届いていない人への支援に果敢に取り組み、日本の社会福祉を築いた多くの先達があります。先達たちの実践には、現代の福祉課題に向き合ううえでの多くの共通項があります。本書では、その実践の背景に何があったのか、取り組むうえでのポイントについて、48人の実践を通じて紹介します。社会福祉法人・福祉施設の経営管理者や、地域の福祉課題に取り組む業務を担当している方には、是非ご一読をいただきたい一冊です。

●お申込みは、下記へ●

■ 全社協出版部受注センター ■

TEL.049-257-1080 FAX.049-257-3111
E-mail: zenshakyo-s@shakyo.or.jp

全社協

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 出版部
〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2
新霞が関ビル

福祉関係図書の検索・注文ができるホームページ
※クレジットカード決済にも対応!

福祉の本出版目録

検索

▶▶ <https://www.fukushinohon.gr.jp>

注文申込書

●太枠内にご記入のうえFAXまたは郵送にてお申込みください●

53030185		日本の社会福祉 礎を築いた人びと			冊数	冊
送付・請求先	ご住所	〒 -				
	フリガナ					
	お名前	幹	02000024	日本福祉施設士会		
	電話番号 () -	旋	倉庫	2・1	掛率	
			得コード			

●ご記入の個人情報は、次の目的の範囲内でのみ使用させていただきます。
⇒注文確認/商品発送/代金請求/入金確認/新刊案内/商品満足度調査

◎お届けまで1週間から10日ほどかかります(請求書同封)。図書代金のほか、下記のとおり荷造・送料を申し受けます。

1回のご購入額:1,500円未満…400円 1,500円以上…500円 ※ただし、1回のご注文で10冊以上、または1万円以上ご購入の場合は送料サービス

福祉の職場の マナーガイド ブック 立石 貴子 著



マナーの基本を学ぶ！
福祉業界で働く方の必読本

- 社会福祉法人 全国社会福祉協議会 編
- A4判 ● 84頁 ● 2019年3月発行
- 定価 本体**1,000円** (税別)

利用者やその家族とのコミュニケーションを図るためにも、きちんとしたマナーを身に付けることから始めてみましょう。

本書は、はじめて社会人として福祉の仕事に就くことになった方がたのために、最初に身に付けてほしい仕事の基本や職場でのマナーをお伝えする本です。

施設・事業所における新入職員教育の教材として、最適な内容になっています。

【収録内容】 1. プロローグ 2. マナーの基本 3. 言葉遣い 4. 来客対応
5. 電話対応 6. 電子メールとファクシミリの基本 7. クレームや問い合わせの対応

●お申込みは、下記へ●

■ 全社協出版部受注センター ■

TEL.049-257-1080 FAX.049-257-3111

E-mail: zenshakyo-s@shakyo.or.jp

福祉関係図書の検索・注文ができるホームページ
※クレジットカード決済にも対応!

全社協

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 出版部

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2
新霞が関ビル

福祉の本出版目録

検索

▶▶ <https://www.fukushinohon.gr.jp>

注文申込書

●太枠内にご記入のうえFAXまたは郵送にてお申込みください●

53030184	福祉の職場のマナーガイドブック		冊数	冊
送付・請求先	ご住所	〒 -		
	フリガナ			
	お名前	幹 旋	02000024	日本福祉施設士会
	電話番号	() -	倉庫 得コード	2・1 掛率

●ご記入の個人情報は、次の目的の範囲内でのみ使用させていただきます。
⇒注文確認/商品発送/代金請求/入金確認/新刊案内/商品満足度調査

◎お届けまで1週間から10日ほどかかります(請求書同封)。図書代金のほか、下記のとおり荷造・送料を申し受けます。

1回のご購入額:1,500円未満…400円 1,500円以上…500円 ※ただし、1回のご注文で10冊以上、または1万円以上ご購入の場合は送料サービス

もうお済みですか？

日本福祉施設士会会員メールアドレス登録のご案内

「会員メールアドレスの登録」はもうお済みでしょうか。登録無料、パソコン、スマートフォン、従来型携帯のいずれのアドレスでもご利用ができます。

毎月1日の朝、5分程度で読める「メールマガジン」をお届けします。実務の役に立ち、知識の幅を広げ、そして仲間からの元気が出るメッセージを、手軽に読むことができます。未だお済みでない方は、以下を参照のうえぜひご登録ください。機器の操作にご不安のある方は本会事務局までご相談ください。

お届けする多彩な情報(バックナンバーも読めます)

●「日本福祉施設士会【DSWI】メールマガジン」の発行(毎月1日)

「今月のチェックリスト」 ※管理者としておさえておきたい経営の“ツボ”

「時事／用語解説」 ※施設種別を超えた幅広い分野の基礎をおさらい

「福祉施設士リレートーク」 ※仕事に元気の出るポジティブリレー

他、福祉制度関連情報、研修情報等を適宜ご案内します。

●研修事業の開催案内(随時発行)

※メールのサイズを抑えるため、ファイル添付はしません。開催要項を掲載した本会ホームページURLをご案内し、受講のポイントをご紹介します。

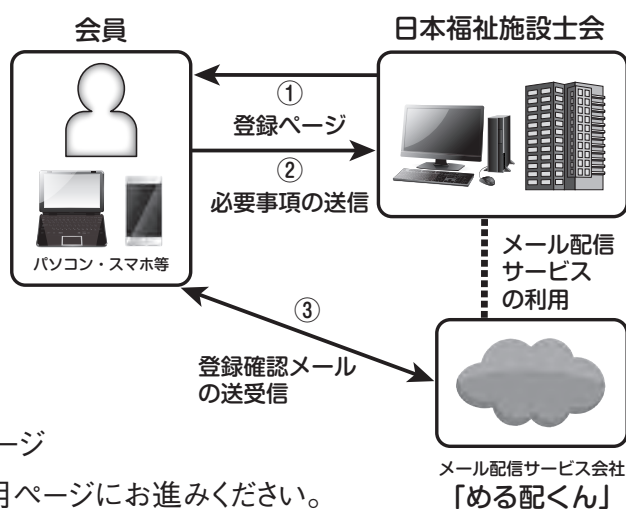
●ブロック・都道府県福祉施設士会事業のご案内(随時発行)

※ブロック・県内の会員に限定送信。

※開催地近隣のブロック・県会員にもお送りする場合があります。

登録手続き方法

- ① 日本福祉施設士会ホームページから専用の登録ページへ進む。
- ② アドレスその他必要事項を記入して送信(この時点では未登録です)
- ③ 記入したアドレス宛に配信サービス会社(める配くん)より確認メールが届き、手続き完了です。



アドレス登録は、日本福祉施設士会ホームページ

<http://www.dswi-sisetusi.gr.jp/> から専用ページにお進みください。

日 程	予 定 事 業
2月6日(木)	広報委員会 (東京都千代田区・全社協会議室)
2月12日(水)～13日(木)	令和元年度近畿ブロックセミナー (京都府京都市・キャンパスプラザ京都)
2月14日(金)	調査研究委員会 (東京都千代田区・全社協会議室)
2月18日(火)	生涯研修委員会 (東京都千代田区・全社協会議室)
2月25日(火)	総務委員会 (東京都千代田区・商工会館会議室)
3月17日(火)	第2回理事会・第2回代議員会 (東京都千代田区・全日通霞が関ビル会議室)

<ご意見・感想の募集について>

会員の皆様からご意見・感想をお聞かせください。

1. 会報の記事へのご意見・感想をお寄せください。

※特集記事、誌上講座にかかるご質問はもちろん、会報へのご意見や提案も受け付けております。

※本会事業に対してのご意見や、本会執行部・他の会員の皆さまへテーマを示した意見交換の提案なども受け付けております。

2. 文字数は、800字以内でお願いします。

3. 電子メールあるいはFAX、郵送にてご提出ください。

電子メールの場合は、日本福祉施設士会事務局(アドレス z-sisetusi@shakyo.or.jp)まで送信ください。

4. 会報発行月(偶数月)の前月(奇数月)の15日までに送ってください。

5. 掲載する場合は、都道府県ならびに会員ご氏名を掲載いたします。

会員名刺の追加発注・修正を受け付けています>>>

異動等による内容の修正はありませんか? 1セット(100枚)2,000円(税込)で承ります。

異動の連絡はお早めをお願いします>>>

在籍施設の異動等連絡先が変更となる場合は、お早めにお知らせくださいますよう、お願いいたします。

退会を希望される会員の方へ>>>

退会を希望する場合は、所定の退会届を、当該都道府県福祉施設士会を通じて、本会会長宛にご提出ください。

事務局だより

今冬は記録的な暖冬となり、その土地なりの気温とならないところでは、様々な被害が出ているようです。瀬戸内海の牡蠣は、海水温が下がらず生育が悪い。雪が降り積もってきた「雪のコート」に守られて育つ農産物は、地温が下がりすぎて育たない。自然の力には微妙なさじ加減があるようです。

また現在、新型コロナウイルスによる肺炎が猛威を振るっています。うがい手洗い、マスク着用を励行することで、自らの生活を守りましょう。

福祉施設士 2月号

令和2年2月15日発行 通巻336号 偶数月15日発行
定価500円(税込)

発行 社会福祉法人 全国社会福祉協議会・日本福祉施設士会

発行人 高橋 紘

編集人 村上 耕治

広報委員会

村上 耕治(広報委員長)/稲葉 裕二/志賀 常盤/伏見 達子/
長川原 しのぶ/大澤 澄男/三津井 和夫/豊田 雅孝/山野 文照/
岩田 敏郎/高垣 千恵/松林 克典/木元 洋一郎/藤田 久雄

〒100-8980

東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル

全国社会福祉協議会 法人振興部

TEL 03(3581)7819 FAX 03(3581)7928

URL <http://www.dswi-sisetusi.gr.jp>

ソウェルクラブ
Sowel
CLUB

会員数
26.8万人
(2018年度末現在)

福祉・介護職員の
福利厚生は
ソウェルクラブに
おまかせください

ソウェルクラブ(福利厚生センター)は…
社会福祉事業・介護保険事業に従事する方の福利厚生を全国で展開し、スケールメリットを活かすことにより、個々の法人では実現が難しい充実したサービスを提供しています。

01
加入
メリット

- 職員のリフレッシュやストレス解消
- 職員の就労意欲の向上
- 職員のチームワークの構築
など

02
掛金

職員1人当たり毎年度1万円
※非常勤職員向けに5千円コースも
ご用意しています。

03
ソウェルクラブの
10大
サービス

生活習慣病予防
健診費用助成金

4,120円助成

慶事のお祝い品
(結婚、出産、入学)

1万円または**5千円**の
商品券を贈呈

弔慰金

- ・ 会員死亡 **60万円**
(就業中の死亡は180万円)
- ・ 配偶者死亡 **10万円**

健康生活用品給付

毎年全会員に給付

永年勤続記念品

勤続5~30年(5年刻み)及び
35年以上の退職時に贈呈

資格取得

5千円相当の記念品

①各種講習会
②海外研修

①受講料・教材費無料
②参加費の**10万円補助**

ソウェルクラブ“クラブオフ”

ホテル、レジャー施設、飲食店など
7.5万件以上の優待サービスが利用可能

クラブ・サークル活動

1人あたり
1,000円助成

会員交流事業
(都道府県ごとの各種イベント)

割安な参加費

資料請求は
こちら

<法人・事業所のご担当者の皆さまへ>
ご希望の方には、ソウェルクラブのサービス内容をコンパクトに
まとめたパンフレットを送付いたしますので、お気軽に下記宛てにご連絡ください。



社会福祉法人 福利厚生センター

<https://www.sowel.or.jp> 詳しくは で

TEL ☎ 0120-292-711 または、お電話でお問い合わせください。
〒101-0052 東京都千代田区神田小川町1-3-1 NBF小川町ビル10階

